

学 生 便 覧

2021年度

岡山大学大学院法務研究科

岡山大学の理念、目的、目標等

1 岡山大学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的、持続的に進展させるためには、常に新たな知識基盤を構築していくかねばなりません。岡山大学は、公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献します。

2 岡山大学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

岡山大学は、「自然と人間の共生」に関わる、環境、エネルギー、食料、経済、保健、安全、教育等々の困難な諸課題に対し、既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるという、人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とします。

このため、我が国有数の総合大学の特色を活かし、既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして、高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施します。

3 岡山大学の目標

（1）教育の基本的目標

岡山大学は、大学が要請される最重要的使命である教育活動を充実させます。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに、学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて、個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し、国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

（2）研究の基本的目標

岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進にあります。

常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向します。

（3）社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利点を活かし、大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に、積極的に社会との双方向的な連携を目指します。

（4）経営の基本的目標

研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用します。

（5）自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため、研究、教育、社会貢献、管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに、その結果を的確に大学改革に反映します。

【参考】

岡山大学管理学則（大学院の目的）

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。

目 次

- ◆ 2021年度 法務研究科授業日程計画
- ◆ 岡山大学の理念、目的、目標等

1. 履修等に関する事項	
I 授業科目の履修方法	3
II 成績評価方法	9
III 成績評価に対する異議申立	11
IV 履修手続	11
V 他の大学院での既修得単位認定	13
VI 実務実習科目の履修	13
VII 実務教育に係る賠償責任保険の加入	14
VIII 法務研究科学生用IDの着用について	14
IX 授業時間以外の共通セミナー室の使用	14
X 資料室・自習室の使用	15
XI 法務研究科情報実習室の使用	17
XII 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて	20
XIII 保護者への成績通知について	33
2. 学生活について	41
3. 学則等	
I 岡山大学大学院法務研究科規程	53
II 学生実務実習規則	61
III 岡山大学学則	63
IV 岡山大学大学院学則	77
V 岡山大学学位規則	90
附録 (学舎平面図)	
・ 文化科学系総合研究棟	105
・ 文学部・法学部・経済学部講義棟	106
・ 文学部・法学部・経済学部 1・2号館	107

1. 履修等に関する事項

I 授業科目の履修方法

1 教育目的・理念とカリキュラムの編成

(1) 教育目的・理念

岡山大学大学院法務研究科は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする。法務研究科では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキヤッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施する。

(2) カリキュラム編成における教育方針

法曹として望まれる以下のような能力及び素養を涵養することを教育目標として、カリキュラムを編成した。すなわち、

- ① 体系的法理論と専門的知識の習得
- ② 法律の実践的運用能力
- ③ 新しい法分野に対する適応能力
- ④ 職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念
- ⑤ 倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力
- ⑥ 問題発見、事案の解決能力
- ⑦ 地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的発展に資する理解力・批判力）の育成をめざす。

* 【教育方針】・・・別表①（P. 34-35）参照

2 学位

「岡山大学大学院法務研究科」の修了者には、「**法務博士（専門職）**」の学位を授与する。

3 カリキュラム内容 ゴシック体は必修科目であることを表す。

A 法律基本科目群…… I , II はすべて必修（民法演習科目は 6 単位必修），
III は 2 単位選択必修

I 基礎科目	
公法系	憲法 I （統治）（2）
	憲法 II （人権）（2）
民事法系	民法 I （4）
	民法 II （4）
	民法 III （4）
	商法 （4）
	民事訴訟法 （4）
刑事法系	刑法 （4）
	刑事訴訟法 （4）
入門科目	法解釈入門 （2）

II 基幹科目	
公法系	人権演習（2）
	行政法演習（2）
	憲法演習（2）
	行政法特論（2）
民事法系	民法演習Ⅰ（2）
	民法演習Ⅱ（2）
	民法演習Ⅲ（2）
	民法展開演習Ⅰ（2）
	民法展開演習Ⅱ（2）
	商法演習（4）
	民事訴訟法演習（2）
刑事法系	刑法演習（4）
	刑事訴訟法演習（2）
III 選択必修科目	
公法系	行政法解釈の基礎（2）
民事法系	商取引法（2）
	会社訴訟法演習（2）
刑事法系	刑事法総合演習（2）

B 実務基礎科目群…… I は必修、 II は 1 科目選択必修、 III は選択

I 必修科目	法曹倫理（2） 要件事実と事実認定の基礎（2） 民事訴訟実務（2） 刑事訴訟実務（2）
II 選択必修科目	ローヤリング・クリニック（3）または模擬裁判・エクスターング（3）から 1 科目選択必修
III 選択科目	要件事実・民事法演習（2）

C 基礎法学・隣接科目群…… 4 単位選択必修

I 基礎法学科目	法哲学（2）/ 法社会学（2）/ 法制史（2）/ 英米法（2）
II 隣接科目	行政学（2）/ 企業会計論（2）/ 社会保障制度論（2）

D 展開・先端科目群…… I または II の同じ分野から 4 単位選択必修

I 医療・福祉系
医事法 I (2) / 医事法 II (2) / 社会保障法 (2) / 家事事件特論 (2) / 医療福祉研究(ネットワーク・セミナー) (2) / 医療裁判実務 (2) / 消費者法 (2) / 福祉リスクマネジメント論 (2) / リーガルソーシャルワーク演習 (2)
II 法とビジネス系
経済法(独禁法) I (2) / 経済法(独禁法) II (2) / 経済法(事例研究) III (2) / 倒産処理法 I (清算(破産法)) (2) / 倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等)) (2) / 民事執行・保全法 (2) / 税法 (2) / 経済刑法 (2) / 労使関係法 (2) / 労働者保護法 (2) / 応用労働法 (2) / 知的財産法 I (2) / 知的財産法 II (2) / 上場会社法制 (2) / 企業法務 (2) / 住民訴訟法 (2) / 保険法 (2) / 不動産登記法 (2) / 地域組織内法務(ネットワーク・セミナー) (2)
III I と II 以外の展開・先端科目
国際法 (2) / 国際私法 (2) / 環境法 (2) / 情報法 (2) / 少年法 (2) / 裁判外紛争解決制度論 (2) / 刑事心理学 (2) / 家族法実務 (2)

「C 基礎法学・隣接科目群」及び「D 展開・先端科目群のⅢの科目」は、原則として隔年で開講する。

4 課程修了要件

	法学未修者 (3年型)	法学既修者 (2年型)
「A 法律基本科目群」のうち必修科目	60 単位 (A I 科目及び A II 科目)	26 単位 (A II 科目)
「A 法律基本科目群」のうち選択必修科目	2 単位	2 単位
「B 実務基礎科目群」のうち必修科目	8 単位	8 単位
「B 実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3 単位	3 単位
その他の科目	24 単位以上	24 単位以上
合 計	97 単位以上	63 単位以上

* ただし、「B 実務基礎科目群」「C 基礎法学・隣接科目群」「D 展開・先端科目群」のうちから合計で 33 単位以上を修得しなければならない。また、「C 基礎法学・隣接科目群」のうちから 4 単位以上を修得し、かつ「D 展開・先端科目群」のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから 4 単位以上を修得しなければならない。

* 履修モデル・・・別表②, ③ (P. 36-39)

なお、修了認定に関して、修了要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

5 進級要件

法学未修者（3年型）

以下(1)及び(2)の要件を満たすときは、2年次への進級を認める。

- (1) 「1年次に修得しなければならない必修科目A I科目（法律基本科目群の基礎科目）
34単位のうち26単位以上を修得していること」

- (2) 「進級判定を受ける年度の共通到達度確認試験を受験して、その合計得点が全国平均点以上であること」

ただし、(1)の要件を満たし、かつ、(2)の要件を満たさない者が以下①又は②の要件のいずれかを満たすときは、2年次への進級を認める。

①基礎科目（A I科目）のGPAが2.0以上であること

②基礎科目（A I科目）のGPAが2.0未満であるときは、進級判定時までに所定の特別プログラムを完了すること

法学既修者（2年型）

進級要件は設けない。

なお、進級認定に関して、進級要件単位数の集計の過誤等事務的処理に異議がある場合は、異議申立てを行うことができる。

6 科目履修要件

履修要件が定められた科目は、以下のとおりであり、個々の要件に挙げられている科目の単位取得が履修の要件となる。

*併せて「VI 実務実習科目の履修 (P. 13-14) 2 実務実習科目受講資格」を確認すること。

(1) 科目名：ローヤリング・クリニック

履修要件：法曹倫理

要件事実と事実認定の基礎

民事訴訟実務

刑事訴訟実務

民事訴訟法演習 または 刑事訴訟法演習のどちらかの科目

(2) 科目名：模擬裁判・エクスターんシップ

履修要件：ローヤリング・クリニックと同様

7 履修単位数の上限

各年度において学生が履修科目として登録することができる単位数は、以下のとおりとする。

年 次	法学未修者 (3年型)	法学既修者 (2年型)
1年次	40単位	36単位
2年次	36単位	42単位
3年次	42単位	

* 法学未修者（3年型）修得単位の上限：118単位

* 法学既修者（2年型）修得単位の上限：78単位

8 各学年で履修できる科目

配当年次	科目群 ・ 科目名
法学未修者 1年次	・「A 法律基本科目群」のうち I 基礎科目及びIII選択必修科目「行政法解釈の基礎」
法学未修者 1年次 法学既修者 1年次	・「C 基礎法学・隣接科目群」
法学未修者 2年次 法学既修者 1年次	・「A 法律基本科目群」のうち II 基幹科目 及び III選択必修科目 (「憲法演習」、「会社訴訟法演習」及び「刑法法総合演習」を除く) ・「B 実務基礎科目群」のうち 「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」 及び「刑事訴訟実務」 ・「D 展開・先端科目群」
法学未修者 3年次 法学既修者 2年次	・「A 法律基本科目群」のうち 「憲法演習」、「会社訴訟法演習」及び「刑法法総合演習」 ・「B 実務基礎科目群」のうち 「要件事実・民事法演習」、「ローヤリング・クリニック」及び 「模擬裁判・エクステーンシップ」

9 開講の形態と授業方法

（1）開講時期

昼間に開講することとする。授業日は原則として月曜から金曜とするが、実習科目等履修上の都合で土曜に授業を行うこともある。履修上の都合で土曜に授業を行う可

能性がある実務科目は、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスター
ンシップ」である。

(2) 開講の形態—少人数教育

A 科目群(法律基本科目)並びに B 科目群(実務基礎科目)のうち演習科目については、
原則として 1 クラス 20 人程度とする少人数教育を行う。他の科目は、通常 1 クラス
とする。

(3) 授業方法

① 法律基本科目・基礎科目（法学未修者 1 年次必修）

法律の体系的理解を得ることに重点を置きつつ、設例問題などについて学生との議論を通じた双方向・多方向の授業を実施し、また、小テスト・レポート課題などにより体系的理解の定着を図る。特に、法学未修者 1 年次必修科目では、法律学習の最初の時期に基本的なことをきちんと表現できる能力を身につけることを重視する。

② 法律基本科目・基幹科目（法学未修者 2 年次・法学既修者 1 年次必修）

少人数の演習方式の授業を実施する。演習の授業では、各科目の重要なテーマに関する最新判例や代表的判例、生の事件を題材にして、判例の分析・批判的検討などによる事例研究を中心とする。教員が予め設問を提示し、学生が予習してそれに答えかつ議論する双方向・多方向の授業を行う。設問、テーマ等に基づくディベート、共同事例研究なども実施し、かつ課題レポートの提出を求める機会を多くして、「創造的な思考力、事実に関する法的分析能力、法的議論能力」の育成を図る。

③ 実務基礎科目

実務基礎科目では、実際に起こった事件、モデル訴訟記録などを用いてその解決について実感をもって実務を学ぶ。その内容は、かつての司法修習の前期修習を念頭に置き、それを批判的に検討しながら、双方向・多方向の授業を行う。また、充実した実務実習教育を行うため、映像などの IT 教育ツールを利用したシミュレーション教育を行う「ローヤリング」・「模擬裁判」と実習科目である「クリニック」・「エクスター
ンシップ」を融合させ、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスター
ンシップ」の科目を置く。そして、その効率的かつ有効な実践のために、「弁護士法人 岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」を設置し、実務教育の拠点とし、生の事件を同時進行的に教材として授業をする。

④ その他の科目

その他の科目では、その性格に応じた方法を取る。基本的には、双方向・多方向の議論やレポート提出を通して、自ら考え表現する能力を身につけることを目標とする。

⑤ 理論と実務の架橋

法科大学院では、理論と実務の架橋を目指した教育をする。そのために、一部は実務基礎科目と関連基幹科目で共通の教材を使い（例えば、要件事実・民事法演習で使

う教材を使って、他の個別科目的視点から深く掘り下げる授業をする）、実務の視点、理論の視点を明確に意識させ、トータルな思考を習得できるように授業を実施する。授業は、実務家教員と研究者教員との共同授業を実施する。その際は、内容に応じ、他の分野の教員、広義の実務家（法律実務家以外の者）など、多様な講師が参加する。

⑥ ネットワーク・セミナー方式の活用＝総合的判断能力の育成

岡山大学法科大学院の教育目標のひとつである総合的判断能力育成のために、科目横断的な授業を実施する。具体的には、いくつかの題材を各分野の科目で教材として使用し、各科目ではその分野の視点から授業をし、その後それについてネットワーク・セミナーを開催し、実務家を含めてその問題点、解決方法等を議論することで総合的判断能力の育成を目指す。なお、ネットワーク・セミナーは、展開・先端科目的医療・福祉系及び法とビジネス系では、授業科目となっている。また、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターントシップ」では、授業の中に組み込まれている。さらに、科目横断的に、ネットワーク・セミナー方式の授業を取り入れる場合があるので、掲示等に注意しておくこと。

（4）オフィスアワー

授業内容等、担当科目的教員が授業科目に関する質問・相談を受けるオフィスアワーを設ける。各教員のオフィスアワーは、時間割及びシラバスに記載されているので、各自確認すること。

II 成績評価方法

1 成績評価

成績評価は、次の6段階とする。70点未満を「不可」とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。

「A 法律基本科目群」の中の「I 基礎科目」「II 基幹科目」については、C以上の成績を下記の割合の範囲内で評価し、この割合をはずれる評価がされた場合は、試験後の講評の中で理由が示されることになっている。つまり、C以上の成績評価は相対的な評価であって、当該科目・授業の目標に対する習熟度・到達の度合いを示すものではないので留意すること。

ただし、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターントシップ」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

A+	90点以上	0～5%
A	85～89点	20～25%
B+	80～84点	25%
B	75～79点	25%
C	70～74点	25%
不可	70点未満	

※G P 及びG P Aの定義

G P とは、各年次の対象科目の成績評価を下記のとおり得点化したものをいい、G P A とは、 G P を各科目の単位数倍した和を、 単位数の総和で除したものをいう。

A+ : 5 点, A: 4 点, B+ : 3 点, B: 2 点, C : 1 点, 不可 : 0 点

2 成績評価の基準

岡山大学法科大学院における成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テストなどを総合的に評価して行う。

なお、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、当該授業科目の成績評価を「不可」とする。

ただし、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」(P. 20)に基づく公欠・準公欠・出席停止の場合は、出席として扱う。

そして、この総合評価に基づき、岡山大学法科大学院における成績評価では**70点を単位認定基準**とする。

3 試験・追試験について

- (1) 試験は、通常、授業の終了した授業科目について、その授業の行われた学期の終わりに行う。担当教員によっては、授業期間中に行うことも、また、学期末試験を実施しないこともある。成績評価における試験の位置づけは、各授業科目のシラバスを参考すること。
- (2) 各授業科目の試験日、試験時間及び注意事項等については、掲示等により通知する。
- (3) 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておく。また、試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- (4) 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (5) 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらに不正行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目・「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクステーンシップ」を含む。）の単位は認定しない。
- (6) 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、事前もしくは当該試験の終了後速やかに、法務研究科教務担当に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。
- (7) 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付しなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに法務研究科教務担当へその旨を連絡しなければならない。
- (8) 追試験が許可されるのは、病気、交通事情等による欠席、忌引き、その他相当の事

情がある場合に限る。

- (9) 試験日、試験時間及び注意事項等については、法務研究科教務担当から通知する。
なお、追試験の追試験は原則として認めない。

4 再試験

法学未修者1年次の必修科目（「A 法律基本科目群」のうちI 基礎科目）については、成績評価で不可の評価がなされた学生を対象として、再試験を実施する。

ただし、期末試験（追試験を含む）を受験していない者は、再試験を受験する資格を有しない。

再試験対象科目、試験日時等については、法務研究科教務担当から連絡する。
なお、再試験の追試験は原則として認めない。

III 成績評価に対する異議申立

- 1 学生は自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。
 - 2 異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、その都度、掲示する。
 - 3 異議の申立ては、所定の書面を法務研究科教務担当に提出するものとする。異議申立書には、異議理由を記載しなければならない。異議は1科目につき1回のみ申し立てることができる。複数の異議事由がある場合には、併せて申し立てることとする。
 - 4 学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。担当教員は、学生の説明要求に対して誠実に対応しなければならない。
 - 5 異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。
 - 6 審査結果は、当該学生及び教員に通知する。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び法務研究科教務担当は、成績変更手続をとるものとする。異議の棄却に対して、学生は、再審査を請求することはできない。
- ※ なお、上記の成績評価に対する異議申立手続のほか、進級認定・修了認定に対する異議申立手続もあり、在学期間や修得単位の計算などにおける事務的な過誤があると考える場合、異議を申し立てることができる。

IV 履修手続

1 履修のための手続

- (1) 履修手続を行うにあたっては、学生便覧・授業時間割等を必ず参照の上、履修計画を立てること。
- (2) 履修登録は、Webで前・後期分一括して所定の期日内に行うこと。なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、後期の始めに別途掲示し、掲

示内容に従い届出をすることができる。

- (3) 授業時間の重複している授業科目を選択した場合は、そのいずれの科目についても無効とする。
- (4) 履修登録期間は、**4月2日～8日（2021年度）**である。その他、必要な事項がある場合には別途掲示する。
- (5) 履修登録後の変更は、認めない。
- (6) 履修未登録の単位取得は、認めない。

2 長期履修制度

長期履修制度とは、収容定員を超えない範囲で、本人の申請に基づき、審査の上で、近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる履修制度である。

(1) 対象者

近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者。

(2) 提出書類

① 長期履修申請書（所定様式）

② 長期履修を申請する理由を証明する書類（任意様式）

例：1) 本人の疾病を理由とする場合にあっては、医師の診断書

2) 本人の障害を理由とする場合にあっては、それを証明しうる公的文書（身体障害者手帳等）の写し

3) 近親者の介護を理由とする場合にあっては、

* 当該要介護者が介護保険の適用を受ける者であるときには、市町村の発行する要介護認定決定通知書の写し及び当該要介護者との続柄を示す公的文書（住民票・戸籍抄本等）

* 当該要介護者が、障害者・児もしくは療養者・児であるときにはその状態に応じて、当該要介護者の障害を証明しうる公的文書（身体障害者手帳等）の写しあるいは当該要介護者に係る医師の診断書

※ 理由を証明する書類については、申請前に法務研究科教務担当で確認すること。

(3) 申請手続

入学時においては、本学が指定する期間内に指定した場所に上記提出書類を持参もしくは郵送すること（入学手続時において指示する）。

長期履修申請の審査結果については、毎年3月下旬に通知する。

入学後、長期履修を希望する者は、入学年度の2月末日までに長期履修申請書（所定様式）を法務研究科長に提出すること。

(4) 変更手続

長期履修期間の変更（標準修業年限への変更）を希望する者は、入学年度の2月末

日までに長期履修期間変更申請書（所定様式）を法務研究科長に提出すること。

V 他の大学院での既修得単位認定

- (1) 入学前に他の法科大学院で修得した単位は、審査の上、修了の要件となる単位として認めることがある。
- (2) 入学後、他の法科大学院で修得した単位は、単位互換制度がある場合のみ、本研究科の修得単位として認定することがある。

VI 実務実習科目の履修

1 実務実習科目の実施方法

実務基礎科目では、「ローヤリング・クリニック」・「模擬裁判・エクスターング」などという実務を実習する科目をおいている（以下、実務実習科目という）。学生は、この実務実習科目のいずれかを選択必修で履修する。実務教育の拠点としての「弁護士法人 岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」において効率的かつ有効な実務教育を実施する。実務実習では、現実の事件を題材とすることから、守秘義務など様々な制約が出てくる。詳細は、**学生実務実習規則（P. 61）**を参照すること。ここでは、その受講資格、履修手続、懲戒について示す。

2 実務実習科目受講資格

- (1) 岡山大学大学院法務研究科に在籍していること。
- (2) 実務実習科目の履修要件を満たしていること。

履修要件：法曹倫理、要件事実と事実認定の基礎、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、の単位、および民事訴訟法演習または刑事訴訟法演習のいずれかの単位を修得していること

- (3) 守秘義務を遵守する旨の誓約書を法務研究科長宛に提出すること。
- (4) 適格性について法務研究科長の書面による認証を受けていること。この実務認証は、実務家教員（専任）全員と民事訴訟法と刑事訴訟法の研究者教員（専任）による判定に基づき行う。なお、履修要件の他に、民法演習科目の修得単位数が4単位に満たない場合、又は、法律基本科目群の基礎科目及び法学未修者2年次・法学既修者1年次配当の基幹科目（民法演習科目を除く）のうち3科目以上の単位を修得していない場合には、原則として認証しない。

3 実務実習科目履修手続

履修手続については別途掲示する。履修する者は掲示を必ず確認し、期限を厳守して手続を行うこと。

4 懲戒

守秘義務等に違反した学生は、退学等の懲戒に処する。懲戒手続は所定の手続に基づく。

VII 実務教育に係る賠償責任保険の加入

本便覧 46 ページに記載している、学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠・Lコース）に加入すること。

VIII 法務研究科学生用 ID の着用について

講義棟・1号館・2号館・文化科学系総合研究棟内、及び外部での実習には必ず着用すること。

IX 授業時間以外の共通セミナー室の使用

以下の使用心得を守らない場合、その他管理上支障があると認められる場合には、使用を禁止することがある。

セミナー室の授業時間以外における使用心得

(平成9年3月14日 3学部合同学生生活委員会確認)

(平成17年9月14日 2研究科・3学部合同学生生活委員会改正)

(平成25年1月21日 3学部等合同協議会改正)

この使用心得は、文・法・経済学部1号館のセミナー室（1-1～6, 2-1～10）及び文化科学系総合研究棟の演習室（1～6）（以下「共通セミナー室」という。）の授業時間以外における学生の使用について定めるものとする。

1 使用目的

授業に関する学習等のために複数名で使用するものとする。

2 使用者

使用できる学生は、以下の学生とする。

(1) 文学部、法学部及び経済学部の学生

(2) 社会文化科学研究科(文化科学研究科が存続する間当該研究科を含む。)の学生

(3) 法務研究科の学生

3 使用時間

(1) 平日8時40分から21時10分までとする。

(2) 土曜日、日曜日及び休日の使用は、原則として認めない。

4 使用の届出及び鍵の授受

- (1) 共通セミナー室の使用にあたっては、学部教務学生グループに事前に届け出ること。なお、共通セミナー室は授業を優先使用とするので、届けていた共通セミナー室が、補講等により授業に使用されることになった場合には使用できない。
- (2) 授業の休業期間（夏季休業等）中は、共通セミナー室は施錠状態にあるので、開始と終了の都度、学部教務学生グループから鍵を授受すること。

5 使用上の注意

- (1) 他の迷惑にならないよう静謐にすること。
- (2) 火気には厳重に注意すること。
- (3) 建物や器物を損傷しないように充分注意すること。もし、建物や器物を損傷したときは、使用者が一切の責任を負うこと。
- (4) ビラをはるなど汚損行為をしないこと。
- (5) 使用後は必ず部屋の内部を整理整頓し、退室の際は消灯並びに空調機器を停止すること。
- (6) 文化科学系総合研究棟の共通セミナー室は、平日 8 時から 21 時 20 分以外の間は施錠状態（授業の休業期間は終日施錠）にあるので、使用時間は厳守すること。

X 資料室・自習室の使用

1 法科大学院資料室（文化科学系総合研究棟 4 階）

(1) 入室

- ① 資料室利用に際しては ID を着用すること。ID を忘れた場合は利用者名簿に記入し、室内では利用者証を着用すること。
- ② 書庫に入る場合、鞄類は持ち込まないこと。貴重品は各自で管理すること。
- ③ 飲食物は持ち込まないこと。

(2) 利用時間

平日 9 時～21 時 土曜日 10 時～17 時

日曜・祝日は閉室。臨時閉室日は事前に掲示する。

なお、気象警報が発令された場合等により授業が休講となった場合は、資料室もそれに準じて閉室とする。

(3) 資料の利用

- ① 資料室の資料は資料室及び情報実習室内でのみの利用とする。
- ② 判例集や雑誌は多くの人が利用できるよう配慮すること。特に利用の集中する資料は必要な部分を複写して速やかに返却すること。
- ③ 出納（出し入れ）は利用者自身で行うこと。

(4) 複写

- ① 複写機は資料室備付の 2 台である。
- ② コピー用紙の補充はカウンターに申し出ること。

③ 資料の複写は「著作権法」に基づき、著作権者の権利を侵害しない範囲で行うこと。

(5) 検索用パソコン及びプリンターの利用

① プリンター使用の際は、各自用紙を持参すること。

② パソコン及びプリンターの使用中に問題が発生した場合は、速やかにカウンターに申し出ること。

③ パソコン及びプリンターの利用においては、室内の掲示等に従うこと。掲示に従わず、機器を破損させた者には修理代等を求償するので注意すること。

(6) その他

資料室内では静かにすること。

2 法学部資料室（2号館3階）

法務研究科の学生は、法学部資料室も利用できる。（学生証持参のこと）

【開室時間】 平日 9時～12時 13時～18時

※2021年1月時点

変更の可能性があるので、最新の開室時間や詳しい利用方法については、法学部資料室のWebページを参照すること。

（<https://www.okayama-u.ac.jp/user/law/faculty/library/index.html>）

3 自習室

法科大学院自習室利用規定

2021年 2月 3日

法務研究科教授会承認

(1) 利用者

法科大学院自習室は、法務研究科院生（法務研修生を含む）及び法学部法曹プログラム生（休学者を除く。）が利用することができる。ただし、法学部法曹プログラム生にとっては、法務研究科が指定する自習室に限る。自習室には、法科大学院専任教員または職員が立ち入ることができる。

(2) 利用時間

6時～23時 ※ただし、法学部法曹プログラム生は9時～18時

利用時間は厳守のこと。

「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」により授業が休講となつた場合は、自習室もそれに準じて閉室とする。

なお、大学及び法科大学院が別に定める日は利用することができない。

(3) 入退室

- ① 当室に入室するための暗証番号は厳重に管理し、他人に漏らしてはならない。
- ② 最後に退出する者は消灯し、節電を徹底すること。

(4) 文化科学系総合研究棟の施錠時間の入館方法

学生証を使用して文化科学系総合研究棟に入ることができる。

※ただし、法学部法曹プログラム生を除く

(5) 利用上の注意

- ① 他の利用者の自習に迷惑をかけぬよう注意し、常に静肅を保たなければならない。
- ② 自習室内での飲食は節度ある範囲で行うこと。
- ③ 自習室備え付けの備品などを持ち出してはならない。
- ④ 学習に必要なもの（書籍・文具等）を除き、学生委員会の許可無しに自習室に私物を持ち込むことは禁止する。
- ⑤ 各机は個人に固定されているわけではないので、全員が各机を平等に利用できるようにするために、机の上に個人の所有物を長時間放置しないこと。
ただし、法務研究科院生については、特定の机を継続的に利用することを希望する場合は、資料室に申し出て学生委員会の許可を受けること。
- ⑥ 火気には十分注意し、また常に室内の整理整頓を行うこと。

以上の利用規定を守らない者、その他不適切な利用の仕方をした者に対しては、当室の利用を禁止することがある。

平成22年 2月18日 一部変更
平成23年 2月28日 一部変更
平成23年 9月 9日 一部変更
平成24年 3月 9日 一部変更
平成25年 7月26日 一部変更
平成27年 2月 4日 一部変更
令和 3年 2月 3日 一部変更

XI 法務研究科情報実習室（文化科学系総合研究棟4F）の使用

(1) 利用者

法務研究科情報実習室は、法務研究科院生及び法務研究科に関わる教員のみが利用することができる。

(2) 利用時間

平日 9時～21時 土曜日 10時～17時

閉室日は資料室に準ずる。

ただし、講義等で利用されているときは、担当教員の許可がない限り、当室を利用することができますない。

(3) 使用方法

- ① 当室では飲食をしてはならない。
- ② 他の部屋における研究、講義および自習などに迷惑をかけぬように常に注意し、静粛を保たなければならない。
- ③ 室内の備品を持ち出してはならない。
- ④ 備え付けのコンピュータは、所定の使用方法により利用しなければならない。
- ⑤ 備え付けのコンピュータでは、担当教員の指示があるときを除き、インストール済みのソフトウェア以外を使用してはならない。
- ⑥ 建物や器物を損傷したり、ビラをはったり、落書きをしてはならない。なお、建物や器物を損傷したときには、その者が一切の責任を負う。
- ⑦ 火気には十分注意し、使用後は部屋の整理整頓をし印刷物は各自が責任を持って持ち帰ること。
- ⑧ 長時間席を離れる時は、必ずコンピュータを終了して電源を切ること。
- ⑨ 全員が各コンピュータを平等に利用できるようにするために、机の上に個人の所有物を長時間放置しないこと。
- ⑩ 不適切な利用の仕方をした者には、当室の利用を禁止する。

平成21年 2月 9日 一部変更

平成31年 1月 28日 一部変更

岡山大学におけるP2Pファイル交換ソフトウェアの使用要項

平成17年1月27日
学長裁定
改正 平成22年4月 1日
改正 平成30年5月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学（以下「本学」という。）におけるコンピュータやネットワーク資源を利用した著作権侵害等の違法行為防止及びネットワークの不正利用があつた場合の対応措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「P2P(Peer to Peer)ファイル交換ソフトウェア（以下「P2Pソフト」という。）」とは、ネットワークを利用して不特定多数間でファイルをやりとりすることができるプログラムをいう。

2 この要項において、「違法行為」とは、ネットワークやそれに接続されたPC等を利用して、WinMXやWInny等のP2Pソフトを通じて、著作権のある音楽・映像ソフトや

アプリケーションソフト等を違法に交換する行為をいう。

(使用の禁止)

第3条 本学においては、P2Pソフトの使用を原則禁止とする。ただし、本学の学生若しくは職員が、教育、研究及び業務を遂行するため使用する場合のみ、使用を認める。

(使用の手続)

第4条 本学においてP2Pソフトを使用したい者は、岡山大学情報統括センター(以下「センター」という。)へ別紙「P2Pソフト使用申請書」を提出する。

2 センター長は、前項の申請があったときは、その承認の可否を決定し、その旨申請者に通知する。

3 センター長は、岡山大学情報セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)に使用制限の対象となるP2Pソフトを選定させ、そのリストをセンターのWEBページで公開する。

4 前項のリストに記載されていないP2Pソフトが新たに使用制限の対象となった場合、当該P2Pソフトの使用者は、直ちにその使用を停止するか、又はセンターへ「P2Pソフト使用申請書」を提出する。

(ネットワークの監視及び利用停止)

第5条 センターは、P2Pソフトを使用したネットワークの不正利用を防ぐため、パケット・フィルタリング等の通信制限やトラフィックの監視を行うことがある。

2 センターは、ネットワークの不正利用が明らかになった場合、各部局のサブネットワーク管理者、センター運営委員会委員及び各部局長に連絡する。

3 前項の連絡を受けた各部局は、サブネットワーク管理者の責任において速やかに調査し対応する。

4 センターは、使用許可を受けることなくP2Pソフトを使用するなど本学の定めに反する行為があった場合には、センター利用者に対してネットワークの利用停止措置をとることができる。

(懲戒)

第6条 本学のネットワーク上でファイルの違法交換を行った場合、岡山大学学則(平成16年岡大学則第2号)第58条、岡山大学大学院学則(平成16年岡大学則第3号)第49条、岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第67条の規定に基づき、懲戒の対象となることがある。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、P2Pソフトの使用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月1日から施行する。

X II 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

平成21年9月16日
学長裁定

改正 平成22年 1月27日
平成22年10月 5日
平成23年 2月16日
平成23年 3月15日
平成23年 3月31日
平成23年11月 1日
平成23年12月 6日
平成24年 4月24日
平成25年11月 5日
平成28年 2月16日
平成28年 6月 1日
平成30年 3月22日
平成30年11月 7日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
- 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（特別警報又は気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 次の各号に掲げる場合の対応について、当該各号に定めるとおりとし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

- 一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。
- 二 前号の警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

（通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い）

第3 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

(学生の親族が死亡した場合の取扱い)

第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるところとする。

(学生が感染症に罹患した場合等の取扱い)

第5 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

(学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い)

第6 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髓移植のために骨髓液等の提供を行う場合等の取扱い)

第7 学生が、骨髓移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髓液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髓液提供等」という。）を行おうとする場合であって、骨髓液提供等に必要な検査及び入院その他手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第8 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が兼ねる副学長が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの準公欠の制限)

第9 一の授業科目について、準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(雑則)

第10 第2から第9までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成24年 4月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年11月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年 3月22日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年11月 7日から施行する。

気象警報等・交通機関の運休等 【休講、公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に特別警報及び気象警報（暴風警報、暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし、三朝キャンパスにあっては、大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ）が発表された場合

1 本学のキャンパスを含む地域に、気象警報等が発表された場合の授業は、次のとおり取り扱う。

一 昼間に開講する授業

イ 気象警報等が、午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報等が、午前8時40分までに解除されても、全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の时限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

二 夜間に開講する授業

イ 気象警報等が、午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報等が、午後6時までに解除されても、全ての授業は休講とする。

ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の时限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。

2 対象となる気象警報等が発表されている地域

一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」、「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については、鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域

四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については、当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は、以下のとおり。

岡山県全域	= 岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	= 岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	= 新見地域、真庭地域、津山地域及び勝英地域
岡山地域	= 岡山市、瀬戸内市、玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	= 倉敷市、総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

- 一 気象警報等が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、Gmai1、学内掲示、本学のホームページ及びマスマディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあっては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。
- 二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmai1、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。
- 三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。

4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

II 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合は、教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。

その場合の休講の周知は、Gmai1、学内掲示、本学のホームページ及びマスマディア等を通じて行うものとする。

III 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合

1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止その他これに準じる理由（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報等とは…

上記Iの対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止その他これに準じる理由とは…

気象現象、事故等により、交通機関が運行休止し通学が困難な場合（交通機関の運行休止が見込まれ、通学することにより帰宅が困難になる可能性がある場合、道路等が遮断され、自宅から大学又は駅等に行くことが困難な場合を含む。）をいう。

2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休等）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

IV 休講及び公欠の授業の取扱い

- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやe ラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

※ 別紙様式1は省略

忌引き【公欠】

1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

2 公欠となる親族の範囲

- 一 配偶者
- 二 1親等（父母、子）
- 三 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）

3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第3号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

- 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間

4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀等を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

※ 別紙様式2は省略

感染症 【出席停止、公欠等】

I 学生が感染症に罹患した場合

1 学生が、次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（※）

※ 「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。

本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、保健管理センター長の意見に基づき、教育担当理事が決定し、公示する。

2 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物

	<p>質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脅が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風疹にあっては、発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にあっては、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかつた授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師が発行する罹患期間の記載された診断書（治癒証明書）（コピー可）とともに提出するものとする。ただし、インフルエンザに限り、発症日の記載された診断書（コピー可）及び「インフルエンザ経過報告書」の提出をもって、治癒証明書に代えることができる。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

- 1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。
- 2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。
- 3 休業の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

※ 別紙様式3は省略

裁判員制度【準公欠】

- 1 学生が、裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）として職務に従事する場合に出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
 - 一 裁判員候補者として裁判所へ出頭する選任手続期日
 - 二 裁判員として審理に従事する日
 - 三 裁判員として評議・評決に従事する日
 - 四 裁判員として判決の宣告に立ち会う日
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、裁判員としての職務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書とともに提出するものとする。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

その他証人、参考人等として官公署へ出頭する場合【準公欠】

- 1 学生が、証人、参考人等として官公署へ出頭するため出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、その用務に要する日数とする。なお、遠隔の官公署へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
- 3 準公欠の届出
準公欠の届出は、その用務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等とともに提出するものとする。
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

※ 別紙様式4は省略

骨髓移植のための骨髓液提供等 【準公欠】

1 学生が、骨髓移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髓液提供等を行おうとする場合であって、財団法人 骨髓移植推進財団に対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髓液提供等に必要な入院等のために出席できなかつた授業については、届出により、準公欠扱いとする。

2 準公欠となる期間

準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
- 二 ドナー候補者として、骨髓液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
- 三 ドナーとして、骨髓液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
- 四 骨髓液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
- 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
- 六 骨髓液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
- 七 骨髓液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
- 八 その他骨髓バンク事業に関する手続等に必要となる日

3 準公欠の届出

準公欠の届出は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、別紙様式5により、学生が所属する学部等の教務担当へ、財団法人 骨髓移植推進財団の発行する証明書とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。

4 準公欠の授業の取扱い

準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

※ 別紙様式5は省略

災害ボランティア活動【準公欠】

1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。

2 対象となる災害

準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。

3 保護者等の同意

災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。

4 ボランティア団体への所属及び保険への加入

当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいづれかのボランティア団体の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（N G O）又は特定非営利活動法人団体（N P O）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。

また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。

5 準公欠となる期間

準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。

6 準公欠の手続

準公欠の手続は、次のとおりとする。

① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動届出書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。

② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

③ 当該学生は、指導教員等の確認を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。

④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。

⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、別紙様式「災害ボランティア活動報告書」を、学部等の教務担当へ提出するものとする。

なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。

⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書等を確認した後、別紙様式6-3を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。

7 準公欠の授業の取扱い

準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

※ 別紙様式6-1～3及び別紙様式「災害ボランティア活動報告書」は省略

全国瞬時警報システムが発信され弾道ミサイルが落下した場合の
授業等の取扱いについて

〔平成29年11月7日
学長裁定〕

この取扱いは、学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて（平成21年9月16日学長裁定）第9の規定に基づき、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）が発信され、弾道ミサイルが落下した場合の授業等の取扱いについて、次のとおり定める。

第1 休講の判断は以下のとおりとする。

- 一 Jアラートが発信され、岡山県内（三朝地区においては、鳥取県内。）に弾道ミサイルが落下した場合、当日の全ての授業を休講とする。ただし、授業中に弾道ミサイルが落下した場合、開講中の授業については、授業担当教員が継続可能か否かを判断する。
- 二 翌日以降の対応については、本学危機対策本部の指示による。

第2 安全の確保及び周知方法等は以下のとおりとする。

- 一 授業担当教員は、授業中にJアラートの発信を確認した際は、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する等学生の安全の確保に努める。また、屋外にいる場合は、近くの建物や地下に避難する、又は近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等、学生の安全の確保に努める。
- 二 休講の周知は、原則として、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスマディア等を通じて行うものとする。

第3 休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

第4 第1による休講措置の対象とならない地域に弾道ミサイルが落下し、通学に利用する交通機関の運行休止等により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

第5 公欠の届出は、後日、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」の別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部・コース、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当（以下「学部等の教務担当」という。）へ提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

第6 休講及び公欠の授業の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
- 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

附 則

この取扱いは、平成29年11月7日から施行する。

X III 保護者への成績通知について

保護者の方との連携により、学生へのより適切な修学指導を行うことを目的として、毎年度3月に通算の成績を、保護者の方へ通知します。

なお、特段の理由（※）により、保護者への成績通知を希望しない場合には、入学後の7月末日までに、法務研究科教務担当へ申し出てください。審査の上、その結果をお知らせします。

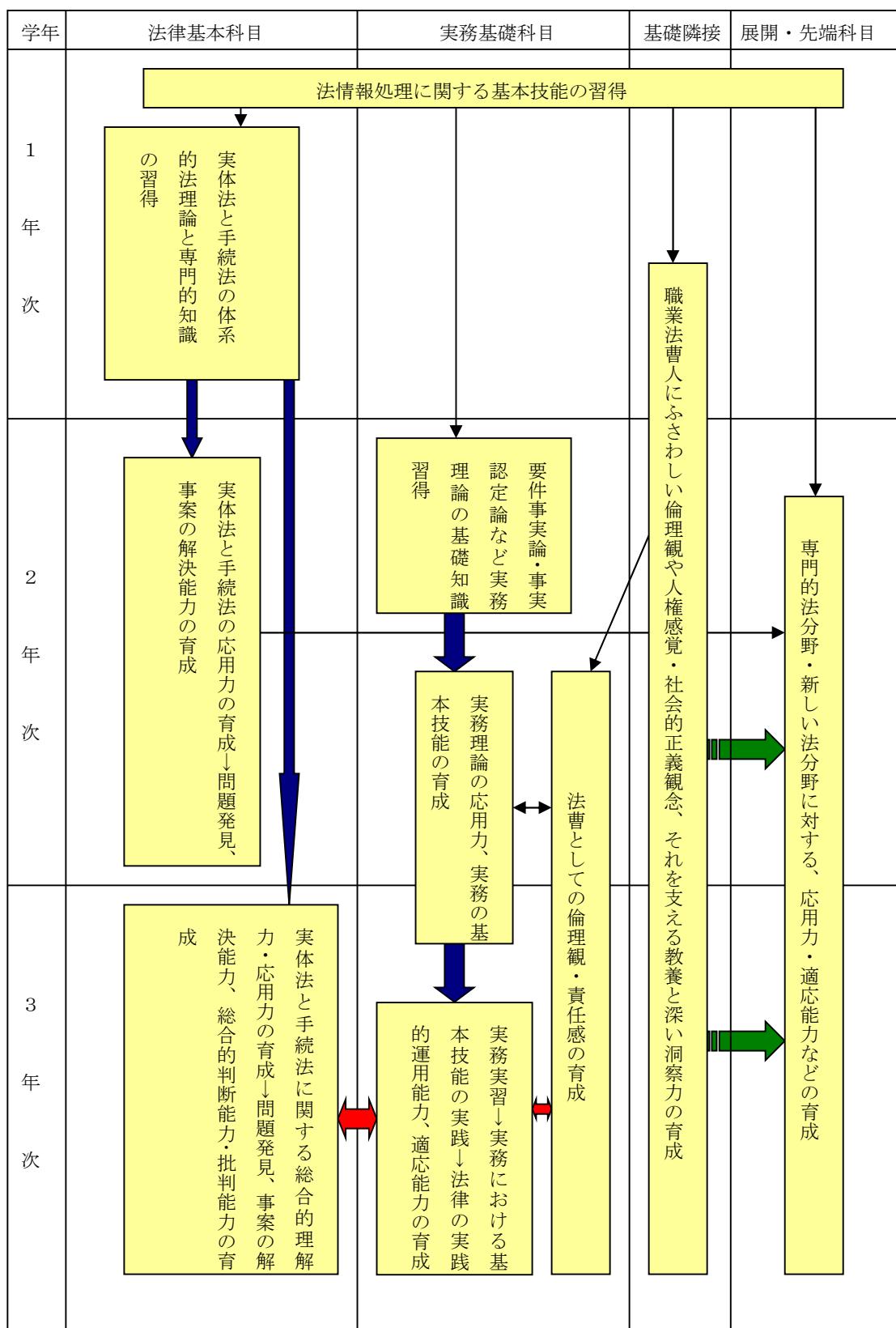
期日までに申し出がなかった場合は、保護者への成績通知に同意いただいたものとして取り扱います。

※特段の理由とは…

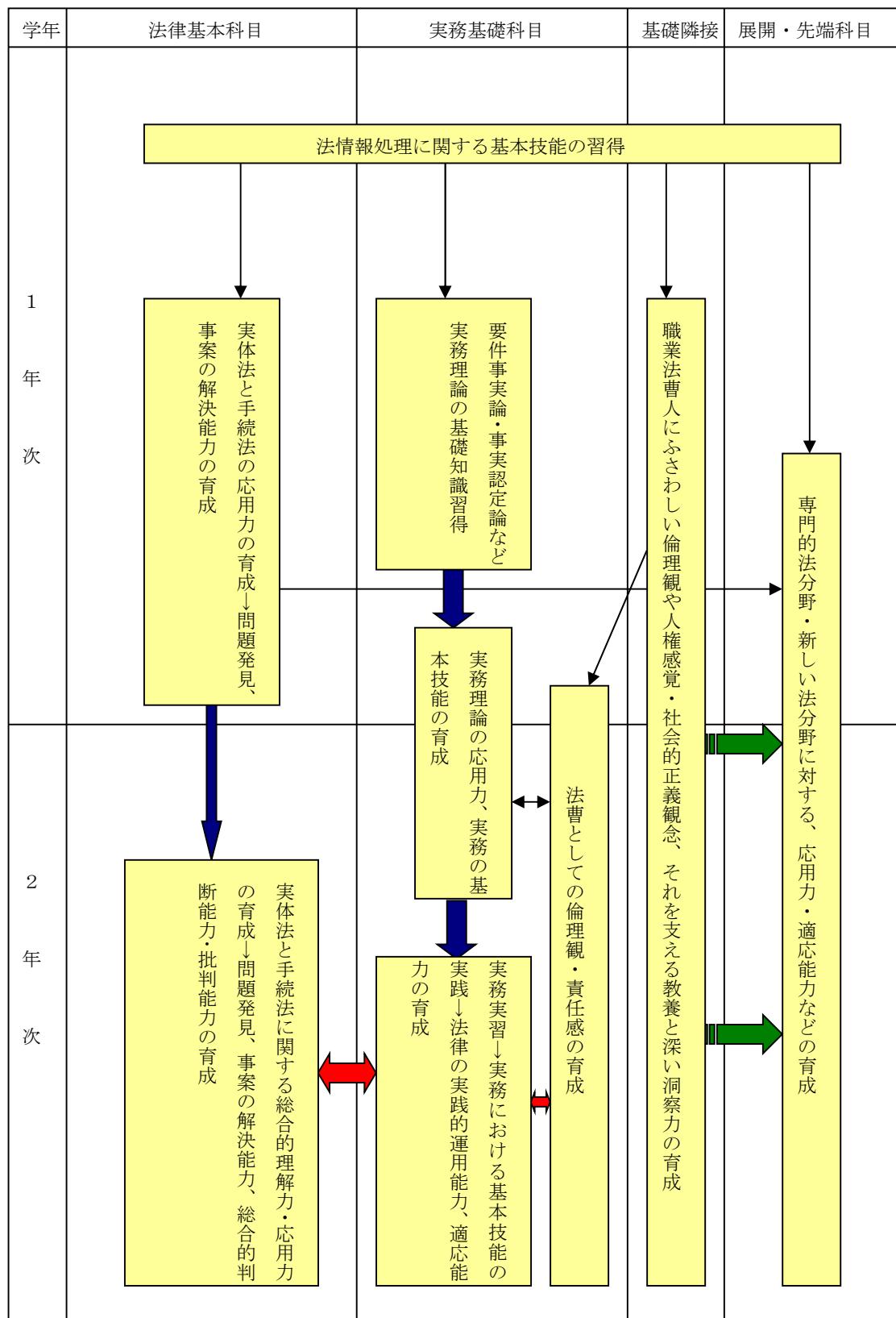
1) 社会人学生、2) 両親がいないといった場合等で、成績を通知すべき適当な対象者がいない学生及び3) その他保護者へ成績通知することが適当でない特段の事情がある学生に限ります。

別表①教育方針

法学未修者（3年型）



法学既修者（2年型）



別表② カリキュラムに基づく履修例

医療・福祉に強いローヤーを目指す学生の履修例は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

<法学未修者（3年型）>

学 年	修得単位数	科 目 名	
1年前期	18 単位	A I (16)	憲法 I (統治) (2)／民法 I (4)／民法 II (4)／ 刑法(4)／法解釈入門(2)
		CI (2)	法社会学(2)
1年後期	20 単位	A I (18)	憲法 II (人権) (2)／民法 III (4)／商法(4)／ 民事訴訟法(4)／刑事訴訟法 (4)
		A III (2)	行政法解釈の基礎(2)
2年前期	12 単位	A II (10)	行政法特論(2)／民法演習 I (2)／民法演習 II (2)／ 民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
2年後期	20 単位	A II (14)	人権演習(2)／行政法演習(2)／民法演習III (2) ／ 商法演習(4)／刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
2年	2 単位	D I (2)	リーガルソーシャルワーク演習(2)
3年前期	12 単位	A II (2)	憲法演習(2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習(2)
		D I (4)	医事法 I (2)／医事法 II (2)
		D II (2)	労働者保護法(2)
		D III (2)	裁判外紛争解決制度論(2)
3年後期	12 単位	A III (2)	刑事法総合演習(2)
		C II (2)	社会保障制度論(2)
		D I (8)	社会保障法(2)／ 家事事件特論(2)／医療裁判実務(2) ／ 福祉リスクマネジメント論(2)
3年	5 単位	B II (3)	ローヤリング・クリニック (3)
		D I (2)	医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）(2)

合 計 101 単位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C 及び D III は原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

<法学既修者（2年型）>

学年	修得単位数	科 目 名	
1年前期	12 単位	A II (10)	行政法特論(2)／民法演習 I (2)／民法演習 II (2)／民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
1年後期	20 単位	A II (14)	人権演習(2)／行政法演習(2)／民法演習 III (2)／商法演習(4)／刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
1年	2 単位	D I (2)	リーガルソーシャルワーク演習(2)
2年前期	12 単位	A II (2)	憲法演習(2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習(2)
		C I (2)	法社会学(2)
		D I (4)	医事法 I (2)／医事法 II (2)
		D II (2)	労働者保護法(2)
2年後期	12 単位	A III (2)	刑事法総合演習(2)
		C II (2)	社会保障制度論(2)
		D I (8)	社会保障法(2)／ 家事事件特論(2)／医療裁判実務(2)／ 福祉リスクマネジメント論(2)
2年	5 単位	B II (3)	模擬裁判・エクスターーンシップ(3)
		D I (2)	医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）(2)

合 計 63 単位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C及びDIIIは原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

別表③ カリキュラムに基づく履修例

ビジネス・ローヤーを目指す学生の履修例は以下のとおりである。

なお、科目によって履修要件が課されているものがあるので注意すること。

<法学未修者（3年型）>

学 年	修得単位数	科 目 名	
1年前期	20 単位	A I (16)	憲法 I (統治) (2)／民法 I (4)／民法 II (4)／ 刑法(4)／法解釈入門(2)
		C I (4)	法社会学(2)／英米法(2)
1年後期	20 単位	A I (18)	憲法 II (人権) (2)／民法 III (4)／商法(4)／ 民事訴訟法(4)／刑事訴訟法 (4)
		A III (2)	行政法解釈の基礎(2)
2年前期	12 単位	A II (10)	行政法特論(2)／民法演習 I (2)／民法演習 II (2)／ 民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
2年後期	20 単位	A II (14)	人権演習(2)／行政法演習(2)／民法演習III (2)／ 商法演習(4)／刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
3年前期	16 単位	A II (2)	憲法演習(2)
		A III (4)	商取引法(2)／会社訴訟法演習(2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習(2)
		C II (2)	企業会計論(2)
		D II (6)	経済法(独禁法) I (2)／倒産処理法 I (清算(破産法))(2)／ 企業法務(2)
3年後期	14 単位	D I (2)	消費者法(2)
		D II (12)	経済法(独禁法) II (2) 倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等))(2)／ 民事執行・保全法(2)／経済刑法(2)／知的財産法 II (2)／ 地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)(2)
3年	3 単位	B II (3)	ローヤリング・クリニック(3)

合 計 105 単位

※ゴシック体太字は必修科目。

※C及びD IIIは原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

<法学既修者（2年型）>

学年	修得単位数	科 目 名	
1 年 前 期	12 単位	A II (10)	行政法特論(2)／民法演習 I (2)／民法演習 II (2)／民事訴訟法演習(2)／刑事訴訟法演習(2)
		B I (2)	要件事実と事実認定の基礎(2)
1 年 後 期	20 単位	A II (14)	人権演習(2)／行政法演習(2)／民法演習 III (2)／商法演習(4)／刑法演習(4)
		B I (6)	法曹倫理(2)／民事訴訟実務(2)／刑事訴訟実務(2)
2 年 前 期	16 単位	A II (2)	憲法演習(2)
		A III (4)	商取引法(2)／会社訴訟法演習(2)
		B III (2)	要件事実・民事法演習(2)
		C II (2)	企業会計論(2)
		D II (6)	経済法(独禁法) I (2)／倒産処理法 I (清算(破産法))(2)／保険法(2)
2 年 後 期	18 単位	C I (2)	法哲学(2)
		D I (4)	社会保障法(2)／消費者法(2)
		D II (12)	経済法(独禁法) II (2)／経済法(事例研究) III (2)／倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等))(2)／知的財産法 II (2)／上場会社法制(2)／地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)(2)
2 年	3 単位	B II (3)	模擬裁判・エクスターンシップ(3)

合 計 69 単位

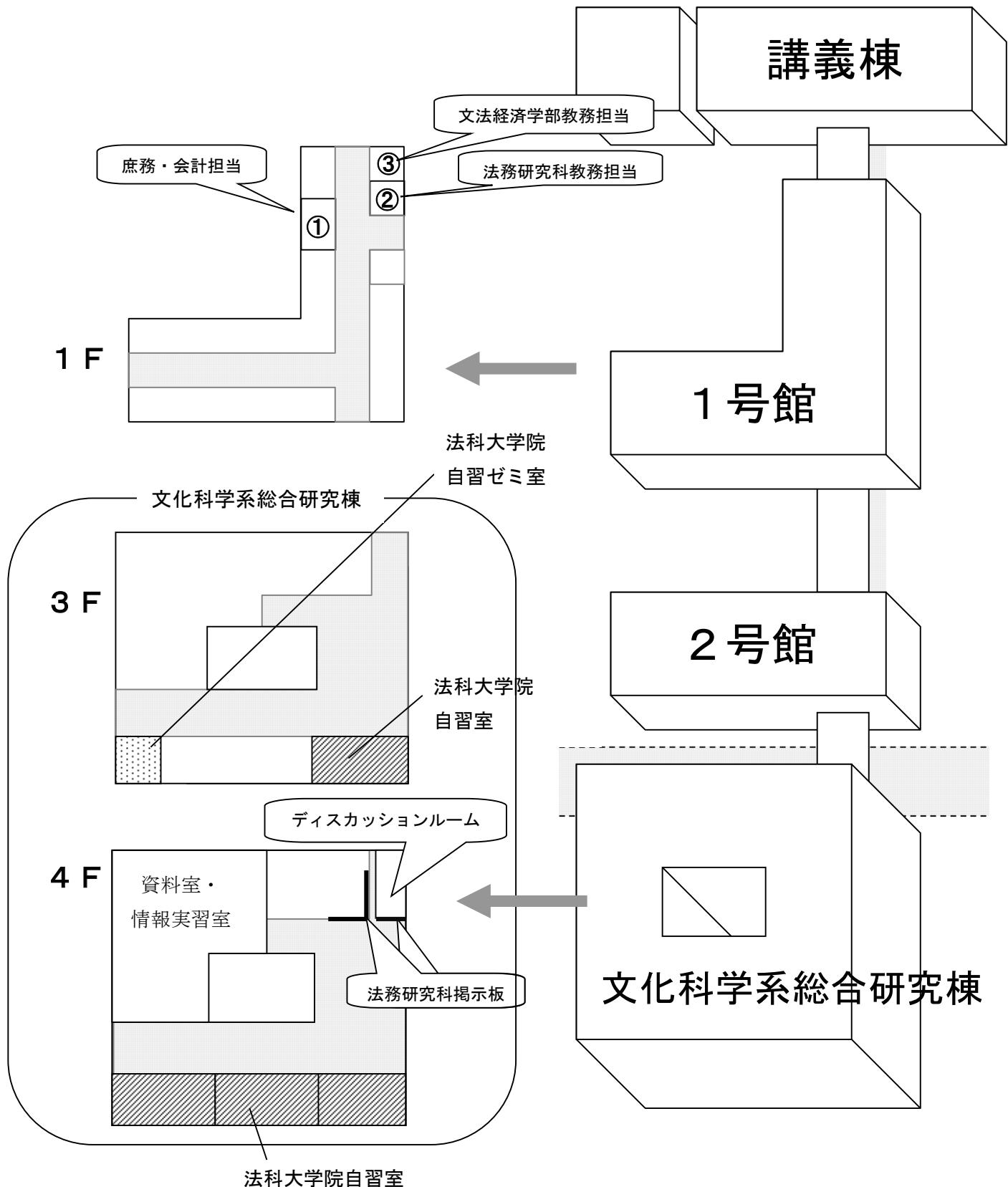
※ゴシック体太字は必修科目

※C 及び D III は原則として隔年開講の科目（当該年度に開講されているとは限らない）。

また、前期後期が入れ替わることもあるので注意すること。

2. 学生生活について

文学部・法学部・経済学部平面図



※各講義室・演習室・教員研究室の位置は、巻末の附録に記載しています。

I 学生生活関係

1 学生相談

(1) オフィスアワー

オフィスアワーとは、前期・後期の授業期間中、授業科目に関する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度である。講義や演習を補完することを目的としている。各教員のオフィスアワーは、時間割に記載されているので、各自確認すること。なお、教員によつては、事前に予約が必要な場合もあるので、シラバスを各自確認すること。

(2) 学生支援コンシェルジュ（一般教育棟A棟2階・086-251-7182）

学生の生活上の総合的ガイダンスや諸問題の相談ができる。

また、公益通報に関することも通報・相談できる。

（詳細は https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/koueki_tsuhou.html）

月曜～金曜日（休日を除く） 8：30～17：00

(3) 学生相談室（一般教育棟C棟1階・086-251-7169）

何か心配ごとや分からないことがある時、困ったことが起きた時、悩んでいる時、誰かと話がしたくなった時、気軽に訪ねられ、カウンセラー（相談室委員）のアドバイスが受けられる。必要に応じて、心理カウンセリングも受けられる。

月曜～金曜日（休日を除く） 10：00～12：00 ／ 13：00～17：00

(4) 文法経学生・院生相談ルーム（1号館3階362・086-251-7437）

文学部・法学部・経済学部・社会文化科学研究科・法務研究科では、学生相談ルームを設けている。様々な問題や悩みごとについて、担当のカウンセラーに相談できる。

火曜日（休日を除く） 10：00～16：00

水曜日（休日を除く） 14：00～17：00

木曜日（休日を除く） 13：00～16：00

2 学生関係業務窓口

(1) 担当窓口（該当部署の所在は、前頁平面図参照）

① 会計担当 授業料納入のこと。文学部・法学部・経済学部ソフトボールグランドの使用のこと。

② 法務研究科教務担当 退学・転学・休学・単位・履修手続及び試験・休講・呼出・進路に関する届及び課外活動等のこと。

③ 文法経済学部教務担当 授業時間以外の共通セミナー室の使用のこと。

④ 学務部学務企画課 （一般教育棟A棟2階）学生証の再発行等のこと。

⑤ 学務部学生支援課 （一般教育棟A棟2階）授業料免除・奨学金・学生相談室・課外活動・法科大学院生教育研究賠償責任保険・学生教育研究災害傷害保険・学割等のこと。

（大学会館1階）就職のこと。

(2) 窓口業務時間

8時30分～17時15分

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び掲示で指定した日には、一切の窓口業務を行わない。

(3) 窓口では、はつきりと用件を言うこと。

(4) 電話による問い合わせは、間違いを生じやすく、また、事務上の支障にもなるので原則応じられない。

(5) 掲示されたもの、学生団体（サークル）等不明な点などは、直接担当窓口で相談、問い合わせるようにすること。

3 掲 示

大学からの学生に対する通知、指示、連絡等は直接口頭で伝達する以外はすべて掲示板及び法務研究科ホームページ内の在学生専用ページで行う。例えば、授業、試験、成績等履修上の事項はもちろん、奨学金、授業料免除等大学生活に直接影響する事項等を掲示する。

いたん掲示した事項については、周知したものとして取り扱うので、毎日授業の前後に必ず確認するように心掛けること。

掲示及び在学生専用ページに注意しなかったために不都合を生じ、大きな不利益を被るのは自分自身である。掲示を見なかったことを理由に、責任を免れることはできない。

法務研究科の掲示板は、文化科学系総合研究棟4階東側リフレッシュコーナーにある。（3箇所に分けて掲示）

4 学生証

学生が身分を証明する唯一のものであるから、常に携帯していなければならない。また、教務担当窓口において答案等の個人情報が記載された書類を渡す際には、原則として学生証で本人確認を行う。なお、学生証を破損、紛失及び記載事項に変更を生じた場合は直ちに写真を添えて学務部学務企画課学務企画グループで所定の手続を行い（自己紛失の場合、発行手数料が必要）、再交付を受けること。（学生証の裏面注意事項を必ず参照すること。）

なお、講義棟・1号館・2号館・文化科学系総合研究棟内、及び外部での実習には必ずIDも着用すること。

5 休学等の手続

休学・復学・転学及び退学手続については、法務研究科教務担当において取り扱うので、その都度速やかに手続をすること。

6 授業料

(1) 納 期 前期（前半期）分（4月～9月） 5月31日まで
後期（後半期）分（10月～3月） 11月30日まで

(2) 納入方法

納入方法は郵送等により予め通知するが、原則、預金口座振替（届出口座から指定日に自動引落により納入する方法）となっている。詳細については、大学院社会文化科学研究科等事務部会計担当（1号館1階）まで問い合わせること。

(3) 納入義務

前期（前半期）分は4月1日現在、後期（後半期）分は10月1日現在の学生の身分の状態により授業料納入義務が確定する。休学・退学等身分の変更は、その前日以前に手続を完了しないと引き続き授業料を納入しなければならなくなるので注意すること。

7 授業料免除

経済的事情により納入困難であり、かつ学業優秀と認められる者については、授業料免除制度があり、願い出により許可されることがある。

申請等手続の方法については、前期（前半期）分申請は2月上旬、後期（後半期）分申請は7月下旬頃掲示及び岡山大学ホームページにより通知する。

掲示により指定した期間以外の受付はできないので注意すること。（特別の事情が発生した場合は除く。）

8 奨学金

充実した学生生活を送るためにには、経済面での生活設計も大切である。本学には、日本学生支援機構奨学金等の奨学制度がある。申請時期・方法等については、掲示及び岡山大学ホームページにより通知する。

(1) 日本学生支援機構の貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金は、人物・学業ともに優れ、経済的理由により、修学に困難があると認められる場合、本人の申請により選考の上、奨学生として採用される。

ア 奨学生採用候補者

入学以前に奨学生採用候補者となり本学に入学した者は、必ず所定の期日までに手続をすること。手続等については奨学生採用候補者に決定した際に送付する書類及び掲示により通知する。

イ 在学猶予

高校又は大学等で日本学生支援機構の奨学生であった者は、スカラネット・パソコンから「在学猶予願」を所定の期日までに提出することにより大学在学中は奨学金の返還が猶予される制度がある。なお、休学・留年等により最短修業年限以上在籍することとなった場合は再提出が必要である。申請時期・方法等については、掲示及び岡山大学ホームページにより通知する。

ウ 奨学生の募集

これから奨学金の貸与を希望する者は、募集の掲示をするので指示に従って出願手続をす

ること。

エ 採用

奨学生に採用が決定した者は、郵送により通知するので、所定の期日までに採用にかかる手続き（返還誓約書等の提出）を行うこと。

オ 奨学金継続願

奨学生には、眞面目に授業を受け学業に励んでおり奨学金を継続して受領する資格があるかを確認するため、毎年度1回（例年12月頃）、インターネット入力による「奨学金継続願」の提出が義務づけられている。提出の期日等は掲示により指示する。

カ 各種の手続

奨学生は、休学、復学、退学、留学、辞退、転研究科、住所・氏名の変更等が生じた場合は、至急学生支援課で異動手続をすること。

キ 奨学金の返還

奨学金の貸与終了前に異動による貸与終了の場合は個別連絡又は郵送により、満期による貸与終了の場合は掲示により返還に関する指示をするので、指示に従って手続をすること。

（2）民間・地方公共団体の奨学金

これから奨学金の貸与又は給付を希望する者は、岡山大学ホームページの「民間・地方公共団体の奨学金」を見て申請すること。

（3）岡山大学法科大学院奨学金

法科大学院奨学金運営・選考委員会の判断により、月額5万円又は10万円を原則として2年間貸与する（無利子）。

在学生からは毎年2月に募集するので、掲示を見て申請すること。申請時の年度における成績を主な対象として選考する。（ただし、長期履修者については、申請時の前年度の成績を参考とすることもある。）

9 法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠・Lコース）

この保険制度は、学生教育研究災害傷害保険の加入者が加入できる賠償責任保険である。全学生が加入する。

（1）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

正課中、学校行事中、正課・学校行事以外で学校施設内にいる間、学校施設外で大学に届け出た課外活動中、通学中、学校施設等相互間の移動中に被った傷害を補償するものである。

（2）法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠・Lコース）

学生が国内外において、以下の事故を起こしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償する。

①正課、学校行事、課外活動及びその往復中に、他人にケガをさせ（対人賠償）、又は他人の財物を損壊（対物賠償）したこと。

②正課、学校行事としての臨床法学実習に伴い、他人の身体を不当に拘束することにより自由

を侵害又は名誉を毀損したこと（人格権侵害補償）。

③正課、学校行事としての臨床法学実習に伴い知り得た他人の個人情報に関し、口頭又は文書もしくは図画等による表示によって他人の名誉を毀損又はプライバシーを侵害したこと（人格権侵害補償）。

(3) 加入手続

入学前の3月31日までに学研災と法科賠・Lコースの保険料を合わせた標準修業年限分の金額を払い込むこと。

保険期間が満了するときは、上記と同様に3月31日までに翌年度以降在学する年数分の保険料を払い込むこと。

(4) 保険金請求手続

事故があった場合は、学生支援課で所定の手続を行うこと。

(5) 未経過期間の保険料返還

退学・休学により、未経過期間（1年末満は切捨）に対応する保険料が返還されることがあるので、学生支援課に問い合わせること。

10 呼出

学生諸君に関する個々の連絡は、全て「呼出」の掲示で行う。呼出があった時は速やかに指示された窓口へ来ること。

なお、学外（父兄や友人など）から電話により連絡の取り次ぎを依頼されることがあるが、事務部では各人の居場所を把握できないので、受け付けることはできない。緊急事態の場合に事務部の方で当人を捜すことはあるても、確実に伝達できるとは限らないので、承知しておくこと。

11 諸手続一覧

各届、願いについては、下記に従って手続を取ること。

区分	内容及び手続要領	取扱窓口
履修登録	指定日時までにWeb登録すること。	法務研究科 教務担当
住所変更	住所を変更した時は、各自Webにより登録し、かつ、直ちに書面により届け出ること（保証人等の住所変更についても届け出ること）。	法務研究科 教務担当 会計担当
本籍・氏名変更	所定の用紙に記入し、直ちに届け出ること。	
休学	2か月以上修学できないとき、所定の用紙に記入し、願い出ること。また、病気の場合は医師の診断書を添付すること。	法務研究科 教務担当

退学	所定の用紙に記入し、願い出ること。	
復学	病気回復の場合は、医師の診断書を添えて願い出ること。	
長期履修申請書		
長期履修期間変更申請書	所定の用紙に記入し、2月末日までに願い出ること。	
在学証明書		
成績証明書	ピーチュニオン1階等の証明書発行機で取得すること。	
学位授与・修了見込証明書		
学位授与・修了証明書	所定の用紙に記入し、願い出ること。	法務研究科 教務担当
その他の証明書		
共通セミナー室使用	窓口備え付け台帳に記入し、許可を受けること。	文法経済学 部教務担当
学割証	ピーチュニオン1階等の証明書発行機で取得すること。	
駐車許可申請	所定の用紙に記入し、願い出ること。	法務研究科 教務担当
欠席届	所定の用紙に記入し、証明書類を添付して速やかに届け出ること。	

備考 ①所定の用紙は、窓口にあるので申し出ること。

②証明書等の交付は、2~3日後になるので早めに申し込むこと。

証明書自動発行機で1回の操作につき、学割証の発行限度枚数は4枚。但し、年間発行枚数の制限なし。

学割証や学割乗車券を紛失したときは、直ちに最寄りの駅に届け出ること。

他人が拾って不正使用された場合でも、記名人も不正使用とみなされるので注意すること。

また、他人名義の学割証等を不正使用した者は、処罰されると同時に、在学中学割証の発行を停止する。

12 通学定期乗車券

通学定期乗車券を購入する際は、以下の事項に注意すること。

- (1) 通学定期乗車券は、駅に学生証と通学定期乗車券発行控を提示することにより、現住所から学校までの最短区間に限り、購入することができる。
- (2) 通学定期乗車券発行控が必要な場合は学務部学生支援課へ申し出ること。
- (3) 通学定期乗車券発行控の通学区間欄には、通学定期乗車券を購入する区間を、また二社線以上の連絡のある場所は、経由地名及び区間を分けて明記すること。(一部私鉄については、通学証明書が必要な場合がある。この場合は、私鉄所定の通学証明用紙を学務部学生支援課へ持参すること。)

13 建物への出入り

建物への出入りは、鍵が一部自動化されているので、出入りは次の要領で行うこと。

(1) 1号館、2号館及び文学部・法学部・経済学部講義棟

①開錠時間は原則として平日 8 時から 18 時までである。

また、夜間主コースの授業がある日は、講義棟及び 1 号館の出入口に限り 21 時まで出入り可能である。なお、上記解錠時間帯以外でも指定場所からは、退出することが可能である。

②土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日等は一日中出入りできない。

③指定された要領以外の方法、時間、場所によって出入りした場合は、建物の管理の支障になるので、指定の要領以外では、絶対出入りしないこと。

(2) 文化科学系総合研究棟

①開錠時間は 7 時から 22 時までである（祝日を除く）。施錠時間帯は学生証を使用して入館することができる。

②指定された要領以外の方法、時間、場所によって出入りした場合は、建物の管理の支障になるので、指定の要領以外では、絶対出入りしないこと。

14 その他

（1）提出物、配付物等の期限は厳守すること。期限を過ぎたものは、受け付けない。

（2）平成 26 年 4 月 1 日から敷地内禁煙を実施しており、1 号館、2 号館、文化科学系総合研究棟及び講義棟の建物内だけでなく、屋外も含め学内は禁煙である。

（3）講義室の使用後、退室時にはこまめに電気・エアコンを切り、戸締まり等をよく確認すること。

（4）文学部・法学部・経済学部ソフトボルグランドの使用は、会計担当へ申し込むこと。

（5）各人の郵便物の受取先は、必ず各人の住所（自宅、下宿）宛てとして通信するよう注意すること。

本学には、多数の教職員・学生が在籍しており、個人の郵便物が「岡山大学」宛てに届いた場合は受取人不明として、差出人へ返送されることになる。

（6）盗難に注意し、盗難被害、忘れ物、拾得物等は速やかに法務研究科教務担当へ届け出ること。特に貴重品は常時身に付けておくこと。

15 ハラスメントの防止

学生が気持ちよく修学を続けていくためには、その環境を良好に保つことが不可欠である。

そのため、教職員及び学生は、時・場所をわきまえずに、学生・同僚を不快にさせる性的な言動や、地位、権力を利用した嫌がらせを行うこと（以下、「ハラスメント」という。）は慎まなければならない。岡山大学では、ハラスメントを防止するための規則及び指針を設け、その防止に努めているが、万一、本学教職員・学生からハラスメントの被害に遭い、あるいは学友がそのような被害に遭っているのを認めた場合には、以下の方法により本学に適切な対処を求め

ることができる。

- (1) 学生は、ハラスメントに関する苦情があるときは、本学に相談することができる。
- (2) 苦情相談の窓口は次のとおりである。
 - 一 相談員
 - 二 ハラスメント防止対策室
- (3) 苦情相談の連絡方法は、電話、手紙、電子メール及び訪問のいずれでもよい。
- (4) ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員・学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いがなされることはない。
- (5) 苦情相談を受けた場合、本学所定の方法により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努める。

3. 学 則 等

岡山大学大学院法務研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日
岡大院法規程第 1 号
改正 平成 19 年 3 月 15 日 規程第 1 号
平成 20 年 3 月 13 日 規程第 1 号
平成 21 年 2 月 10 日 規程第 1 号
平成 22 年 3 月 31 日 規程第 2 号
平成 23 年 1 月 12 日 規程第 2 号
平成 24 年 1 月 29 日 規程第 5 号
平成 25 年 1 月 31 日 規程第 1 号
平成 28 年 3 月 10 日 規程第 1 号
平成 29 年 5 月 24 日 規程第 1 号
平成 30 年 3 月 6 日 規程第 1 号
令和 2 年 3 月 4 日 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成 16 年岡大学則第 1 号）及び岡山大学大学院学則（平成 16 年岡大学則第 3 号）に基づき、岡山大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第 2 条 研究科は、地域に奉仕し、地域に根ざした、人権感覚豊かな法曹の育成を目的とする。

(自己評価、教育研究等の状況の公表等)

第 3 条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、岡山大学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。
- 3 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。
- 4 自己評価等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容・方法の継続的な検討等)

第 4 条 研究科は、研究科において教育を行う各教員の教育能力向上について、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 学生による授業評価
 - 二 研究科において教育を行う各教員が、その教育内容・方法について、共同で検討する機会（以下「教育内容・方法検討会」という）を設けること。
 - 三 教育内容・方法検討会における研究・検討に際して、必要があるときには、研究科において教育を行う教員以外の者を参加させ、その意見を聴くこと。
 - 四 その他、各教員の教育能力向上のために必要な事項
- 2 前項の事項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第 4 条の 2 研究科に弁護士研修センターを置く。

- 2 弁護士研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第 5 条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(標準修業年限)

第6条 研究科の課程の標準修業年限は、3年とする。

(最長在学年限)

第7条 研究科には、6年を超えて在学することはできない。ただし、大学院法務研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定めるところにより研究科において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、4年を超えて在学することはできない。

(教育方法)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

(授業の方法)

第10条 研究科は、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

(単位の計算方法)

第11条 研究科における授業科目の単位の計算方法は、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第13条 学生の授業科目の履修方法については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条 研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(履修の届出)

第15条 学生は、所定の期日までに法務研究科長に履修届を提出しなければならない。

2 前項の期間内に履修届を提出しない者は、履修することができない。ただし、特別な事情がある場合には履修を認めることがある。

(他の大学院の授業科目の履修)

第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、34単位を限度として修了の要件となる単位として認定する。ただし、法学既修者を除く。

(入学前の既修得単位)

第17条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、修了の要件となる単位として認定することができる。ただし、法学既修者を除く。

- 2 前項の規定により修了の要件となる単位として認定する単位は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位（30単位を超えてみなす単位を除く。）と合わせて30単位を超えないものとする。

（成績の評価）

第18条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う。

- 2 研究科における評価は、70点以上を合格、69点以下を不合格とし、評語は、90点以上を「A+」、85点から89点までを「A」、80点から84点までを「B+」、75点から79点までを「B」、70点から74点までを「C」及び69点以下を「不可」とする。

ただし、必要と認める場合は、A+、A、B+、B及びCに代えて、修了又は認定とすることができます。

（修了要件）

第19条 研究科の修了要件は、研究科に3年以上在学し、97単位以上を修得することとする。ただし、教授会が、法学既修者として認めた者については、34単位を修得し、かつ、1年間を在学したものとみなす。

（再入学）

第20条 研究科を中途退学した者が、再入学を願い出たときの選考方法は、教授会が別に定める。

- 2 前項により再入学した者の既修得科目、単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経てその都度行う。

（転学）

第21条 他の法科大学院に在学している者で本研究科に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 研究科の学生が他の法科大学院に転学を志願する場合の取り扱いは、別に定める。

（科目等履修生、特別聴講学生、専攻生）

第22条 研究科所属の学生以外の者で、研究科の授業科目につき、一又は複数授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 他大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目につき、一又は複数授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生となることを許可することがある。

- 3 研究科所属の学生以外の者で、特定の事項について研修を希望するものがあるときは、専攻生として入学を許可することがある。

- 4 科目等履修生、特別聴講学生及び専攻生となることを志願した者に対する選考方法、その者の取扱い、履修することができる科目等については、別に定める。ただし、専攻生として入学を志願することができる者は、法務博士（専門職）の学位を取得した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

（学生の守秘義務等）

第23条 学生は、授業科目のうちローヤリング・クリニック及び模擬裁判・エクスター・シップの履修に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。学生でなくなった後といえども同様とする。

- 2 前項の義務に違反したと認められる学生は、所定の手続きを経て、学長又は研究科長が懲戒する。

- 3 前項に定める手続き等については、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。ただし、改正後の別表に規定する社会保障制度論に係る区分については、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者については改正後の岡山大学大学院法務研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 平成27年度以前の入学者については改正後の岡山大学大学院法務研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成31（令和元）年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	授業科目	
	科目名	単位数
(A科目) : 法律基本科目群		
I. 基礎科目	憲法I (統治) 憲法II (人権) 民法I 民法II 民法III 商法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法 法解釈入門	2 2 4 4 4 4 4 4 4 2
II. 基幹科目	人権演習 憲法演習 行政法特論 行政法演習 民法演習I 民法演習II 民法演習III 民法展開演習I 民法展開演習II 商法演習 民事訴訟法演習 刑法演習 刑事訴訟法演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 4 2
III. 選択必修科目	行政法解釈の基礎 商取引法 会社訴訟法演習 刑事法総合演習	2 2 2 2
(B科目) : 実務基礎科目群		
I. 必修科目	法曹倫理 要件事実と事実認定の基礎 民事訴訟実務 刑事訴訟実務	2 2 2 2
II. 選択必修科目	ローヤリング・クリニック 模擬裁判・エクスターんシップ	3 3
III. 選択科目	要件事実・民事法演習	2

区分	授業科目	
	科目名	単位数
(C科目) : 基礎法学・隣接科目群		
I. 基礎法学科目	法哲学 法社会学 法制史 英米法	2 2 2 2
II. 隣接科目	行政学 企業会計論 社会保障制度論	2 2 2
(D科目) : 展開・先端科目群		
I. 医療・福祉系	医事法 I 医事法 II 医療裁判実務 社会保障法 家事事件特論 消費者法 医療福祉研究(ネットワーク・セミナー) 福祉リスクマネジメント論 リーガルソーシャルワーク演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2
II. 法とビジネス系	経済法(独禁法) I 経済法(独禁法) II 経済法(事例研究) III 経済刑法 知的財産法 I 知的財産法 II 税法 住民訴訟法 倒産処理法 I (清算(破産法)) 倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等)) 民事執行・保全法 保険法 上場会社法制 企業法務 不動産登記法 労使関係法 労働者保護法 応用労働法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

区分	授業科目	
	科目名	単位数
III. I, II以外の展開・先端科目	地域組織内法務(ネットワーク・セミナー)	2
	国際法	2
	国際私法	2
	環境法	2
	情報法	2
	少年法	2
	裁判外紛争解決制度論	2
	刑事心理学	2
	家族法実務	2

学生実務実習規則

改正 平成19年3月14日
一部改正 平成24年3月 9日
一部改正 平成26年1月29日
一部改正 平成31年2月 6日

第1条（実務実習事項）

岡山大学大学院法務研究科の学生は、本研究科が設置する実務実習科目である『ローヤリング・クリニック』及び『模擬裁判・エクスターンシップ』（法律事務所でのエクスターンシップを対象とする）履修の一部として、実際の民事・刑事・行政の事件につき、以下の各種の行為を含む法律実務を取り扱うことができるものとする。

（1）民事事件、行政事件について

法律相談、事件受任立会、事情聴取、文献・資料の収集、事件処理方法についての討議、訴訟関係書類その他裁判所関係書類の作成・提出、各種行政機関への申立書類の作成・提出、仲裁機関等への提出書類の作成・提出、尋問準備、法廷傍聴、和解打合せ立会、民事保全事件の裁判官面接・審尋への立会、裁判外交渉への立会、調停・仲裁等への立会、契約書・遺言書の作成、契約締結立会、強制執行・保全執行立会

（2）刑事事件について

事情聴取、勾留状謄本請求、弁護方針等についての討議、現場調査、各種異議申立書作成・申立手続、警察官・検察官・裁判官との面接・交渉、被害者・関係者との面接・示談交渉、学説・判例・文献調査、供述録取書作成、意見書作成、保釈請求その他の保釈関係書類作成、保釈に関する裁判官・検察官との面接立会、起訴状の検討、請求予定証拠の検討、証拠開示請求書の作成、弁護側立証準備（証書準備、尋問準備等）、公判立会、弁論要旨作成

第2条（実務実習科目の履修要件）

実務実習科目を履修するためには、学生は以下の要件を満たさねばならない。

- (1) 岡山大学大学院法務研究科に在籍していること。
- (2) 『法曹倫理』、『要件事実と事実認定の基礎』、『民事訴訟実務』、『刑事訴訟実務』の単位、および『民事訴訟法演習』または『刑事訴訟法演習』のいずれかの単位を修得していること。
- (3) 守秘義務を遵守する旨の誓約書を岡山大学大学院法務研究科長宛に提出していること。
- (4) 当該学生の適格性について、岡山大学大学院法務研究科長の書面による認証があること。ただし、(2)の要件を満たす場合でも、民法演習科目の修得単位数が4単位に満たない場合、又は、法律基本科目群の基礎科目及び法学未修者2年次・法学既修者1年次配当の基幹科目（民法演習科目を除く）のうち3科目以上の単位を修得していない場合には、原則として、実務実習科目の認証は認められない。

第3条 指導担当弁護士の資格

実務実習科目を担当する実務家教員は以下の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 原則として、5年以上の弁護士経験を有する者であること。
- (2) クリニックまたはエクスターンシップにより学生を指導する者として、岡山大学大学院法務研究科長の承認を得ていること。

第4条 実際の法律実務取扱について

実務実習科目における法律実務の取扱いに際しては、指導担当弁護士及び学生は以下の取扱事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱事件等の受任については、指導担当弁護士が受任するか否かを判断するものとする。
- (2) 学生自身は、名目の如何を問わず、取扱事件等の依頼者等に対して報酬を請求し、またはこれらの者から報酬を受領してはならない。
- (3) 学生は、取扱事件等については指導弁護士の監督、指導の下で行動するものとし、学生が取扱事件等に関して行った行為についてはすべて指導担当弁護士が責任を負うものとする。
- (4) 学生に指導担当弁護士の監督、指導の下で事件に関与させることについて、指導担当弁護士は、取扱事件等の依頼者または被疑者・被告人から書面による同意を取得するものとする。
- (5) 取扱事件等の依頼者・関係者との面談、裁判所、検察庁、仲裁機関、留置施設、各種行政機関その他取扱事件等に関する機関等への出頭にあたっては、常に指導担当弁護士が同席または同行するものとし、依頼者等への発問、仲裁機関での発言等については、必ず指導担当弁護士の直接の監督下で行うものとする。
- (6) 取扱事件等の相手方との面談・交渉、裁判官・検察官との面接にあたっては、指導担当弁護士は、相手方、裁判官または検察官の了承を得るものとする。
- (7) 調停期日等非公開手続への立会の際には、指導担当弁護士は、当該手続の主宰者及び事件関係者の同意を得るものとする。
- (8) 裁判所等に提出する書面については、必ず指導担当弁護士が提出前に点検・添削を行い、指導担当弁護士名で提出するものとする。

第5条 その他

- (1) 実務実習科目の実施に関し、必要な事項は、別に定める。
- (2) 守秘義務をはじめ学生がクリニック・エクスターングループを受講するに際して遵守すべき義務ならびに学生の義務違反に対する退学処分を含む処分及び処分の手続については、法務研究科規程によって施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月11日より施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月22日より施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日より施行する。
- 2 改正後の第2条(2)の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年3月9日より施行する。

- 2 改正後の第2条(2)の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月29日より施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年2月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条(4)の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生に係る履修要件については、従前の例によるものとする。

岡山大学学則

平成16年4月1日

岡大学則第2号

改正 平成16年 7月29日学則第4号

平成17年 3月24日学則第1号

平成17年12月 1日学則第2号

平成18年 1月26日学則第2号

平成19年11月29日学則第5号

平成20年 1月31日学則第2号

平成21年 1月28日学則第2号

平成21年 3月27日学則第5号

平成22年 1月28日学則第2号

平成22年 9月30日学則第6号

平成25年 1月28日学則第1号

平成26年 1月28日学則第2号

平成26年 4月30日学則第5号

平成26年 6月19日学則第7号

平成28年 1月26日学則第1号

平成28年 2月23日学則第4号

平成28年 3月29日学則第6号

平成29年 1月31日学則第1号

平成29年 8月 1日学則第4号

平成30年 3月27日学則第2号

平成30年 7月 5日学則第4号

平成30年 9月27日学則第6号

平成31年 3月28日学則第2号

令和 2年 2月28日学則第1号

第1章 学年、学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

春季休業 2月15日から3月31日まで

2 臨時休業日は、その都度学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限、教育課程、履修方法等
(修業年限)

第4条

各学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は、岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 本学及び学部の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 教養教育科目

- イ 知的理解科目
- ロ 言語科目
- ハ 実践知・感性科目
- ニ 汎用的技能と健康科目
- ホ 導入教育科目
- ヘ 高年次教養科目

二 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目

2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。

3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識をさらに広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。

4 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として、グローバル人材育成特別コースを開設する。

5 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとする。

6 副専攻コース、グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(グローバル・ディスカバリー・プログラム)

第7条の2 各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラ

ム（以下「プログラム」という。）を置くことができる。

- 2 プログラムの設置、運営、教育課程、学生の在籍に関する事項等に関し、必要な事項は、学長が定める。

（履修方法及び上限設定等）

第8条 第7条の区分により開設する授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

- 2 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 3 各学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条 各学部は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法）

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 各学部は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 各学部は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位の計算方法）

第11条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適當と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を

確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験の成績又は研究報告の成果等を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるものほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において授業科目を履修した場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において

位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。) 又は短期大学若しくは外国の短期大学(外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等 (入学の時期)

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

(入学の資格)

- 第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
 - 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
 - 七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - 八 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

- 2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(入学の宣誓)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

(編入学)

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。第3項及び次条において同じ。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

3 編入学定員により、医学部保健学科の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

一 看護学専攻については、次のイ又はロに該当する者で、看護師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者

イ 短期大学を卒業した者

ロ 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

二 放射線技術科学専攻については、次のイ又はロに該当する者で、診療放射線技師試験に合格した者又はその受験資格を有する者

イ 短期大学を卒業した者

ロ 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

三 検査技術科学専攻については、次のイ又はロに該当する者

イ 臨床検査技師国家試験に合格した者又はその受験資格を有する者で、次のいずれかに該当する者

1) 短期大学を卒業した者

2) 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

ロ その他本学においてイに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

4 前3項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあっては1年、第3年次に編入学した者にあっては2年を控除した年数とする。

第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部に編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

一 大学を卒業した者

二 短期大学を卒業した者

三 高等専門学校を卒業した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者

七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

八 その他本学において第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（学士入学）

第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することがある。

一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者

二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者

三 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者

2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。

（転学）

第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除

（転学部等）

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

(在学期間の通算)

第30条 第25条の2, 第27条及び第29条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

- 2 第45条に規定する科目等履修生及び第62条第2項に規定する特別の課程履修生（いざれも大学の学生以外の者に限る。）が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。
- 3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位（学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

- 2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。
- 3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。
- 3 学生が疾病のため修学することが適当ないと認める場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。
- 4 前項による休学者で休学期間にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、

当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

- 一 死亡又は行方不明の者
- 二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- 三 所定の在学期間を超えた者
- 四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの
- 五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあっては、その超えることとなる日の前日）までに授業料を納入しない者

(復籍)

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部にあっては、188単位以上。薬学部薬学科にあっては、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うこととして大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。））を各学部の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあっては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数について

ては、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。
(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生、委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該授業科目を開設する学部等の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学(短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。)の学生で、学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、専攻生として入学を許可することができる。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の規定は、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関し、必要な事項は、本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生については、本章に定めるもののほか、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別の課程履修生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日（10月に入学する者にあっては入学年度の9月30日）までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期（4月から9月をいう。）分授業料徴収の際、後半期（10月から3月までをいう。以下同じ。）分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

(検定料の免除)

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その検定料を免除することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術、課外活動及び性行が優秀であって他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続

きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、必要な事項は別に定める。
(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮は、学長の監督に属する。
3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。
4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。
3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。
4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。
5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。
(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 雜則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）の規定により入学した者に係る修業年限、教育課程、履修方法等並びに卒業及び学士の学位については、旧学則の例による。
- 3 この学則施行の際現に旧学則第88条の規定によりなされた懲戒については、第58条の規定に基づきなされた懲戒とみなす。

附 則

この学則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項及び第4項に係る規定は、平成17年度入学生から適用する。
- 3 改正後の第19条第6号の規定にかかわらず、廃止された大学入学検定試験規程（昭和23年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者についても、本学に入学することのできる者とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第41条第1項に規定する早期卒業の薬学部創薬科学科の学生への適用は、平成18年度以降の入学生からとし、薬学部総合薬学科の学生には適用しない。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号及び第41条第2項の改正規定は、平成20年1月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の編入学に関する改正後の第25条第2項の規定の適用については、同項中「医学部医学科の第2年次」とあるのは「医学部医学科の第2年次若しくは第3年次」とする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び経済学部夜間主コースにおける学期については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該コースに在籍する学生が、当該コース以外の学部等が開設する授業科目を履修する場合を除く。

3 改正後の第7条第1項の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の第7条の2の規定にかかわらず、岡山大学マッチングプログラムコースは、平成29年9月30日在学する学生が当該岡山大学マッチングプログラムコースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するマッチングプログラムコースに係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

岡山大学大学院学則

〔平成16年4月1日
岡大学則第3号〕

改正 平成17年 3月24日学則第1号
平成17年12月22日学則第3号
平成18年 1月26日学則第3号
平成19年 2月 1日学則第2号
平成19年 9月27日学則第4号
平成19年11月29日学則第6号
平成20年 1月31日学則第3号
平成21年 1月28日学則第3号
平成22年 3月31日学則第4号
平成22年 9月30日学則第7号
平成24年 1月24日学則第2号
平成25年 2月27日学則第2号
平成26年 1月28日学則第3号
平成26年11月27日学則第10号
平成28年 1月26日学則第2号
平成28年 2月23日学則第5号
平成29年 3月28日学則第3号
平成30年 3月27日学則第3号
平成30年 9月27日学則第7号
平成31年 3月28日学則第3号
令和 2年 3月31日学則第3号
令和 2年 6月30日学則第4号
令和3年1月26日学則第2号

第1章 標準修業年限、学年、学期及び休業日 (標準修業年限)

- 第1条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 修士課程及び博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。
- 第2条
- 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）の標準修業年限は、5年（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあっては、4年）とする。
- 2 一貫制博士課程には、10年（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあっては、8年）を超えて在学することができない。
- 第3条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。
- 第3条の2 専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「法科大学院の課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。
- 2 法科大学院の課程には、6年を超えて在学することができない。
- 第3条の3 専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「教職大学院の課程」という。）の標準修業年限は、2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者で、教育上の必要があると

認められるときは、1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 3 教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。
(学年及び休業日)

第4条 学年及び休業日については、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「大学学則」という。）第1条及び第3条の規定を準用する。
(学期)

第4条の2 1学年における授業期間を次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 法務研究科については、前項の規定にかかわらず前期及び後期の期間を学長の承認を得て変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科において特別の必要があると認めるとときは、学期を次のとおりとすることができます。
- 一 1学年における授業期間を4学期に分ける。
- 二 前号の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

第2章 教育方法等

(教育課程)

- 第4条の3 修士課程及び博士課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 修士課程、博士課程及び専門職学位課程の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

- 第5条 修士課程及び博士課程の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

(教育方法の特例)

- 第6条 研究科において教育上特別の必要があると認めるとときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 2 修士課程及び博士課程において教育上特別の必要があると認めるとときは、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行うことができる。

(履修方法等)

- 第7条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。
- 2 研究科において教育上必要と認めた場合には、前項とは別に、各研究科の定めるところにより、主専攻以外の分野の授業科目を体系的に履修させる副専攻コースを開設することができるものとする。この場合において、学長は、各研究科長が副専攻コースの修了を認定した者に対し、各研究科長からの申出に基づき、別に定める修了証書を授与するものとする。
- 3 本学は、各研究科が編成する教育課程のほか、特定分野又は特別課題に関する授業科目を体系的に履修させる教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとし、必要な事項は、別に定める。
- 4 修士課程及び博士課程の研究指導の内容は、各研究科において定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 各研究科は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(授業の方法)

第9条 授業の方法については、大学学則第10条の規定を準用する。

2 専門職学位課程においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。

第10条 削除

(単位の計算方法)

第11条 単位の計算方法については、大学学則第11条の規定を準用する。

第11条の2 削除

(成績評価基準等の明示等)

第11条の3 修士課程及び博士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 修士課程及び博士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

第12条 専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(単位の授与)

第12条の2 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を第11条の3第2項及び前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第12条の3 前条第1項の評価については、大学学則第13条の2第1項から第3項までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科における評価は、70点以上を合格、69点以下を不合格とし、評語は、90点以上を「A+」、85点から89点までを「A」、80点から84点までを「B+」、75点から79点までを「B」、70点から74点までを「C」及び69点以下を「不可」とする。

3 前2項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第13条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、研究科が別に定めるところにより、大学院の学生に他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により大学院の学生が修得した単位は、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により法科大学院の課程の学生が修得した単位は、30単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生（教職大学院の課程の学生を除く。）が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程におけ

る授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

- 5 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により教職大学院の課程の学生が修得した単位は、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。
- 6 前項の規定は、教職大学院の課程の学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（休学期間中の他の大学院における授業科目の履修）

第13条の2 前条の規定は、学生が休学期間に他の大学院において授業科目を履修した場合について準用する。

（入学前の既修得単位）

第14条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に岡山大学（以下「本学」という。）若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、転学等の場合を除き、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程においては、当該単位を前条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職大学院の課程においては、当該単位を前条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

（他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定上限）

第14条の2 第13条第2項及び第14条第1項の規定により、課程修了の要件となる単位とみなすことができる単位数の上限は、合わせて20単位を超えないものとする。

（研究指導）

第15条 修士課程及び博士課程の各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

第3章 入学、進学、転学、留学、休学、退学及び除籍

（入学の時期）

第16条 入学の時期については、大学学則第18条の規定を準用する。

(入学資格)

第17条 修士課程、博士前期課程、一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

十 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 前項第9号及び第10号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査及び大学院が定める単位に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。

第18条 医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程を卒業した者

二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位（学位に付記する専攻分野の名称が医学、歯学又は獣医学に限る。）を授与された者

三 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づ

けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

七 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する一貫制博士課程に限る。）に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

九 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 前項第8号及び第9号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査及び大学院が定める単位に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。

第19条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項第8号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。
(入学志願の手続及び入学者の選考)

第20条 入学志願者の手続については、大学学則第20条の規定を準用する。

2 入学志願者に対しては、学力試験等を行い各教授会の議を経て学長が合格者を決定する。
(入学の手続)

第21条 合格者のとるべき手続については、大学学則第22条の規定を準用する。

(入学の許可及び入学の宣誓)

第22条 入学の許可及び入学の宣誓については、大学学則第23条及び第24条の規定

を準用する。

(進学)

第23条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了して、引き続き博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可する。

(転学)

第24条 他の大学の大学院に在学している者、外国の大学院に在学している者及び外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学している者で本学の大学院の研究科に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 本学の大学院の学生が他の大学の大学院に転学を志願する場合の取扱いについては、各研究科の定めるところによる。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の学生で、本学の大学院の他の研究科（第17条から第19条までに定める入学資格が同一の研究科に限る。）又は同一研究科の同一課程の他の専攻に転研究科又は転専攻（以下「転研究科等」という。）を志願する者がある場合は、法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻への転研究科等を除き、選考の上、許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の大学院の他の研究科又は同一研究科の同一課程の他の専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する研究科の研究科長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算は、当該研究科の認定により前大学、前研究科又は前専攻の在学期間以内において当該研究科又は専攻に在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における在学期間の短縮)

第27条 法科大学院の課程を置く研究科は、法科大学院の課程において第14条第2項の規定により研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を修得したと認めるとときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第27条の2 教職大学院の課程を置く研究科は、教職大学院の課程において第14条第3項の規定により研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を修得したと認めるとときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(法学既修者)

第28条 法科大学院の課程を置く研究科は、研究科が法科大学院の課程において必要とされている法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第36条の5第1項に規定する在学期間については、1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学し、同条同項に規定する単位については、30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者として在学したものとみなすことのできる期間は、第27条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者として修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第14条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第13条第3項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

（留学）

第29条 研究科において教育研究上有益と認めるとときは、外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議に基づき大学院の学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

- 2 前項の留学した期間は、第1条、第2条又は第3条の標準修業年限に算入するものとする。
- 3 第13条及び第15条の規定は、大学院の学生が留学する場合について準用する。

（休学）

第30条 病気その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項による休学者でその理由がなくなった者は、休学期間中であっても研究科長の許可を得て復学することができる。

第31条 病気その他の事由により修業が不適当と認められた者に対しては、研究科長の申し出に基づき、学長は、休学を命ずることができる。

- 2 前項による休学者で休学期間に内にその事由がなくなった者に対しては、学長は、ただちに復学させなければならない。

（休学期間）

第32条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対しては、研究科長は、2年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

（休学期間の取扱い）

第33条 休学期間の取扱いについては、大学学則第35条の規定を準用する。

（退学及び除籍）

第34条 退学及び除籍については、大学学則第36条及び第38条の規定を準用する。

（再入学及び復籍）

第35条 再入学及び復籍については、大学学則第37条及び第38条の2の規定を準用する。

第4章 課程の修了及び学位

（修了要件）

第36条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する大学院の行う学位論文等の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の

基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

- 3 第14条第1項の規定により修士課程及び博士前期課程の課程修了の要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程には1年以上在学するものとする。

第36条の2 一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。

次項において同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を除く。以下この項において同じ。）又は博士前期課程に2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該修士課程又は博士前期課程を修了した者にあっては、当該2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（他の大学の大学院の当該課程を修了した者を含む。）の一貫制博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者にあっては、当該1年以上2年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあっては、当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第14条第1項の規定により一貫制博士課程の課程修了の要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができるものとする。

第36条の3 医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第14条第1項の規定により医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程の課程修了の要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができるものとする。

第36条の4 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、12単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた

者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第36条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（他の大学の大学院の当該課程を修了した者を含む。）の博士後期課程における在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間（2年を限度とする。）を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

第36条の5 法科大学院の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上であって当該研究科において定める単位を修得することとする。

- 2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上であって当該研究科において定める単位（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。

- 3 教職大学院の課程を置く研究科において教育上有益と認めるときは、教職大学院の課程において、研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することのできる単位数は、第13条第5項及び第6項並びに第14条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（学位論文等及び最終試験）

第37条 最終試験は、学位論文等を中心として、これに關連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文等の審査及び最終試験の合格・不合格は、教授会が決定し、その方法は、各研究科において定める。
- 3 前項の学位論文等の審査に当たって必要があるときは、当該教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（学位）

第38条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 専門職学位課程のうち法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。
- 4 専門職学位課程のうち教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

（学位授与に関する規則）

第39条 学位授与に関する規則は、別に定める。

第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生（聴講生）

第40条 研究科所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第41条 本学の大学院の学生以外の者で、各研究科が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

（特別聴講学生）

第42条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の各研究科の授業科目の

履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第43条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、専攻生として入学を許可することができる。

(研究生)

第44条 各研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第45条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることができる。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生に関する規定)

第46条 聽講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生に関する規定は、各研究科で定めるもののほか、学部学生の規定を準用する。

第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第47条 大学院の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法は、別に定める。

(既納の授業料等の返還、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除)

第48条 既納の授業料等の返還、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除については、大学学則第54条から第56条の2までの規定を準用する。

第7章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第49条 表彰及び懲戒については、大学学則第57条から第59条までの規定を準用する。

第8章 雜則

(学則の改廃)

第50条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究協議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、大学学則及び岡山大学学部共通規程（平成16年岡大規程第72号）を準用する。この場合「学部長」、「学部」をそれぞれ「研究科長」、「研究科」と読み替えるものとする。
- 3 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により大学院に入学した者に係る標準修業年限及び教育方法等並びに課程の修了及び学位については、旧大学院学則の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第12条の3の規定は、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第1条第2項の規定にかかわらず、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

岡山大学学位規則

〔平成16年4月1日
岡大規則第1号〕

改正 平成17年2月24日規則第2号

平成17年12月1日規則第9号

平成18年1月26日規則第2号

平成19年2月 1日規則第5号

平成20年2月21日規則第7号

平成21年2月25日規則第4号

平成22年2月25日規則第3号

平成24年3月22日規則第1号

平成25年5月28日規則第9号

平成26年3月27日規則第1号

平成27年1月27日規則第1号

平成27年3月31日規則第20号

平成28年2月23日規則第2号

平成29年8月 1日規則第12号

平成30年3月27日規則第11号

令和2年 3月31日規則第 1号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士並びに専門職学位のうちの法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。）において、岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）第36条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

(専門職学位の学位授与の要件)

第6条 専門職学位の学位は、研究科の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(修士及び博士の学位の申請)

第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等（第1号及び第2号については、当該電子データを含む。）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

一 学位論文

二 学位論文の要旨

三 論文目録

四 履歴書

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文提出の時期)

第9条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。第12条及び第13条において同じ。）は、在学期間に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(審査の付託)

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科、医歯薬学総合研究科又はヘルスシステム統合科学研究所の教授会に、その審査を付託するものとする。

2 前項の規定により審査を付託された教授会は、論文の内容及び専攻科目に関係ある教授又は准教授の中から審査委員3名以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、講師を審査委員に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

(審査期間)

第11条 修士論文等は、提出者の在学期間に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行うものとする。

(論文の不返還)

第13条 提出された学位論文は、返還しない。

(合否の議決等)

第14条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認の合否の議決は、第10条に規定する審査委員の報告に基づいて教授会で行う。

2 前項に規定する合否の議決をするには、教授会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であってその定める割合以上の出席を要し、無記名投票により、出席者の半数以上であってその定める割合以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会において修士又は博士の学位を授与すべきものと議決したときは、研究科

長は、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

一 授与する学位

二 授与する年月日

三 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

四 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨

五 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を担当した機関に関する事項

2 学位を授与できないと議決した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、前条第2項の報告に基づき、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の付記等)

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

(学位の名称)

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

(第5条第2項の規定に基づく学位の授与)

第19条 第5条第2項の規定により博士の学位を受けようとする者は、所定の学位申請書に第7条第2項各号に掲げるもののほか論文審査手数料57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年内に博士の論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

2 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課するものとする。ただし、外国語について教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができます。

3 研究科の一貫制博士課程に5年（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあっては、4年）又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第5条第2項の規定によらなければならない。ただし、退学後5年以内の者は、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前項に規定する学力の確認のための試問を免除する。

4 既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文要旨等の公表)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

- 3 第1項本文の場合は、「岡山大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の関係部署の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
(学位授与の取消)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 教授会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。
(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月1日前に、学生の募集を停止した研究科又は専攻（以下「旧研究科等」という。）に在学する学生が、同日以後に同研究科等を修了した場合に授与する学位記の学位及び学位に付記する専攻分野の英文名称は、次表のとおりとする。

学位	旧研究科等 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
修士	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Master of Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Master of Environmental Science Master of Philosophy
博士	医歯学総合研究科 (Graduate School of Medicine and Dentistry)	医学 歯学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Doctor of Philosophy in Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年3月31日に自然科学研究科博士前期課程（薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻）、自然科学研究科博士後期課程及び医歯学総合研究科に在学する者については、なお従前の例に

よる。

- 3 第5条第2項の規定による学位の授与で改正前の別表第1の医歯学総合研究科に係るものについては、医歯薬学総合研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部及び文化科学研究所に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 第5条第2項による学位の授与で改正前の別表第1文化科学研究所に係るものについては、社会文化科学研究所を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

- 4 第5条第2項による学位の授与で社会文化科学研究所に係るものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に社会文化科学研究所の博士後期課程に在学する者については、なお従前の例による。

- 3 社会文化科学研究所に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が経営学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に社会文化科学研究所の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年3月31日以前に保健学研究科の博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

- 4 保健学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が看護学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日以前に医歯学総合研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成24年3月31日以前に自然科学研究科及び環境学研究科並びに医歯学総合研究科の一貫制博士課程及び博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

- 3 改正前の別表第1の自然科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が農学であるものについては、環境生命科学研究所の博士後期課程を修了して当該専攻分野を付記する学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

- 4 改正前の別表第1の環境学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、環境生命科学研究所の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

- 5 改正前の別表第1の医歯学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項

の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、平成24年3月31日在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

- 6 環境生命科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。
- 7 医歯薬学総合研究科（一貫制博士課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、同研究科の一貫制博士課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。
- 8 医歯薬学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬科学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第21条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成25年度以前に医歯薬学総合研究科の修士課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成26年度以前に環境生命科学研究科に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 環境生命科学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付与する専攻分野の名称が理学又は工学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別紙様式第1－2及び別表第1の規定にかかわらず、平成29年9月30日にマッチングプログラムコースに在学する者に係る事項については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式第1

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Bachelor of ○○</p> <p>for satisfactory completion of the course of study in the ○○○○ ○○○○</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p></p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学○○学部○○学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p>年月日</p> <p>岡山大学○○学部長 </p> <p>本学の卒業を認め学士（○○）の学位を授与する</p> <p></p> <p>岡山大学長 </p>
---	---

別紙様式第1-2

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者に授与する様式）

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Bachelor of Arts and Sciences</p> <p>for satisfactory completion of the course of study in the Discovery Program for Global Learners</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signature</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p></p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学グローバル・ディスカバリー・プログラムコース所定の課程を修めたので本学の卒業を認め学士（学術）の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p></p> <p>岡山大学長 </p>
--	---

別紙様式第2

Okayama University Okayama, Japan	修第 号 学位記 氏名 年月日生 本学大学院〇〇研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する 年月日 岡山大学長 印
Name Date of Birth: having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of 〇〇 has been duly admitted to the Degree of	
Master of 〇〇 〇〇〇 〇, 〇〇〇〇	
Degree Number: 〇〇〇〇〇 	Signature President, Okayama University
Official Seal of Okayama University	

備考 博士前期課程を修了した者については、「修士課程」を「博士前期課程」に改め、特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた者については、「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」に改めるものとする。

別紙様式第2-2

Okayama University Okayama, Japan	修第 号 学位記 氏名 年月日生 本学大学院自然科学研究科地球惑星物質科学専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（〇〇）の学位を授与する 年月日 岡山大学長 印
Name Date of Birth: having completed the approved course of study equivalent to a master's course and passed the examinations in the Division of Earth and Planetary Materials Science of the Graduate School of Natural Science and Technology has been duly admitted to the Degree of	
Master of 〇〇 〇〇〇 〇, 〇〇〇〇	
Degree Number: 〇〇〇〇〇 	Signature President, Okayama University
Official Seal of Okayama University	

別紙様式第3

博士（課程修了）の学位記

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of</p> <p>Doctor of ○○</p> <p>○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p></p> <p>大学印</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>博甲第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学大学院○○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p>岡山大学長 </p>
--	--

備考 研究科において必要があると認めた場合は、専攻名を加えること及び主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

特定プログラムを修了した者については、当該プログラムを修了した旨を付記することが出来るものとする。

別紙様式第4

博士（論文提出）の学位記

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>having submitted a dissertation to this university and passed the required examinations has been duly admitted to the</p> <p>Degree of</p> <p>Doctor of ○○</p> <p>○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p></p> <p>大学印</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>博乙第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p>岡山大学長 </p>
--	--

備考 研究科において必要があると認めた場合は、主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

別紙様式第5

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Juris Doctor for satisfactory completion of the course of study in the School of Law</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>法務博士第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学大学院法務研究科所定の課程を修め たことを認める</p> <p>年月日</p> <p>岡山大学大学院法務研究科長 印</p> <p>本学大学院法務研究科の修了を認め 法務博士（専門職）の学位を授与する</p> <p>大學印</p> <p>Signature President, Okayama University</p> <p>Signature Dean, School of Law</p> <p>大學印</p> <p>岡山大学長 印</p>
--	--

別紙様式第6

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Master of Education for satisfactory completion of the course of study in the Department of Teaching and School Leadership of the Graduate School of Education</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p>教職修士第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名</p> <p>年月日生</p> <p>本学大学院教育学研究科教職実践専攻 所定の課程を修めたことを認める</p> <p>年月日</p> <p>岡山大学大学院教育学研究科長 印</p> <p>本学大学院教育学研究科教職実践専攻の 修了を認め教職修士（専門職）の学位を授 与する</p> <p>大學印</p> <p>Signature President, Okayama University</p> <p>Signature Dean, Graduate School of Education</p> <p>大學印</p> <p>岡山大学長 印</p>
--	---

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部、研究科 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
	文学部 (Faculty of Letters)	文学 学術	Bachelor of Arts Bachelor of Arts and Sciences
	教育学部 (Faculty of Education)	教育学 学術	Bachelor of Education Bachelor of Arts and Sciences
	法学部 (Faculty of Law)	法学 学術	Bachelor of Law Bachelor of Arts and Sciences
	経済学部 (Faculty of Economics)	経済学 学術	Bachelor of Economics Bachelor of Arts and Sciences
	理学部 (Faculty of Science)	理学 学術	Bachelor of Science Bachelor of Arts and Sciences
	医学部 (Medical School)	医学 看護学 保健学 学術	Bachelor of Medicine Bachelor of Nursing Science Bachelor of Health Sciences Bachelor of Arts and Sciences
	歯学部 (Dental School)	歯学	Bachelor of Dentistry
	薬学部 (Faculty of Pharmaceutical Sciences)	薬学 創薬科学 学術	Bachelor of Pharmacy Bachelor of Pharmaceutical Science Bachelor of Arts and Sciences
	工学部 (Faculty of Engineering)	工学 学術	Bachelor of Engineering Bachelor of Arts and Sciences
	環境理工学部 (Faculty of Environmental Science and Technology)	環境理工学 学術	Bachelor of Environmental Science and Technology Bachelor of Arts and Sciences
	農学部 (Faculty of Agriculture)	農学 学術	Bachelor of Agriculture Bachelor of Arts and Sciences
	教育学研究科 (Graduate School of Education)	教育学	Master of Arts in Education
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Master of Nursing Science Master of Health Sciences
	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学	Master of Arts Master of Law Master of Economics Master of Business Administration

	公共政策学 文化科学 学術	Master of Public Policy Master of Cultural Sciences Master of Philosophy	
自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	理学 工学 学術	Master of Science Master of Engineering Master of Philosophy	
環境生命科学研究科 (Graduate School of Environmental and Life Science)	理学 工学 環境学 農学 学術	Master of Science Master of Engineering Master of Environmental Science Master of Agriculture Master of Philosophy	
医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医科学 公衆衛生学 歯科学 薬科学 学術	Master of Medical Science Master of Public Health Master of Dental Science Master of Pharmaceutical Science Master of Philosophy	
ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Master of Science in Interdisciplinary studies	
博士	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学 文化科学 学術	Doctor of Philosophy in Letters Doctor of Philosophy in Law Doctor of Philosophy in Economics Doctor of Philosophy in Business Administration Doctor of Philosophy in Cultural Sciences Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	理学 工学 学術	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy
	環境生命科学研究科 (Graduate School of Environmental and Life Science)	理学 工学 環境学 農学	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy in Agriculture

	学術	Doctor of Philosophy
保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Doctor of Philosophy in Nursing Science Doctor of Philosophy in Health Sciences
医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy
ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Doctor of Philosophy

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

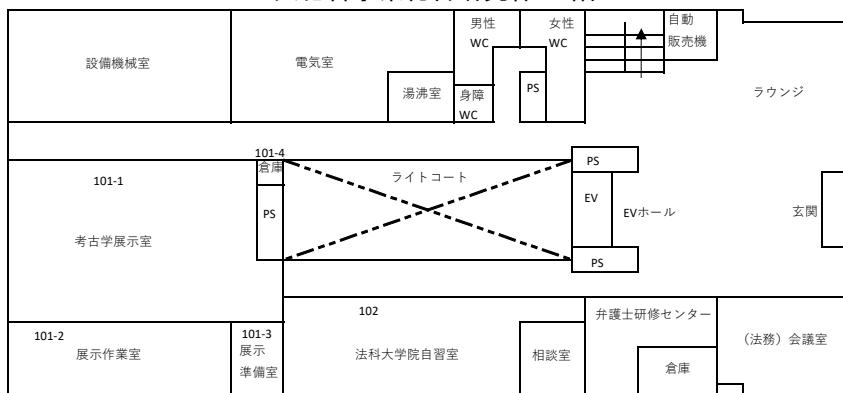
別表第2（第17条第2項関係）

専門職学位

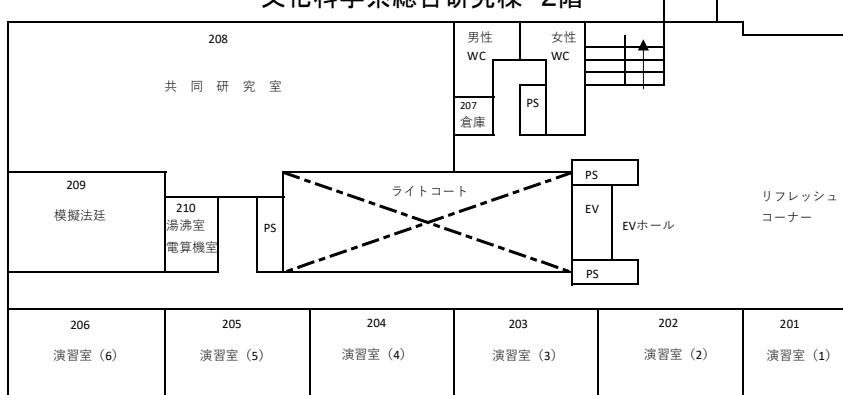
学位	研究科（英文名称）	学位の英文名称
法務博士（専門職）	法務研究科 (School of Law)	Juris Doctor
教職修士（専門職）	教育学研究科 (Graduate School of Education)	Master of Education

附 錄

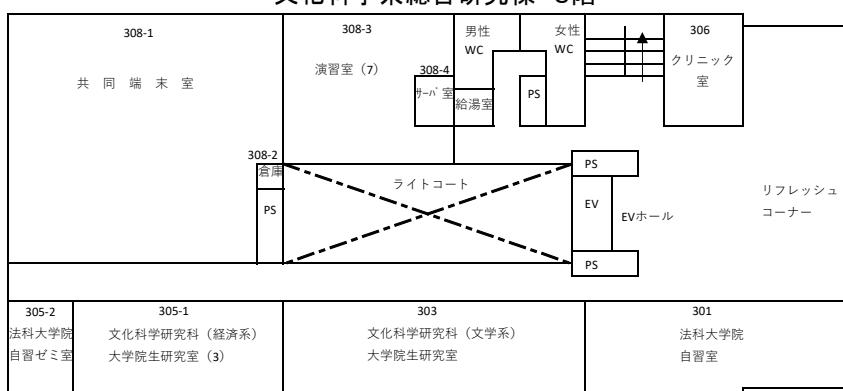
文化科学系総合研究棟 1階



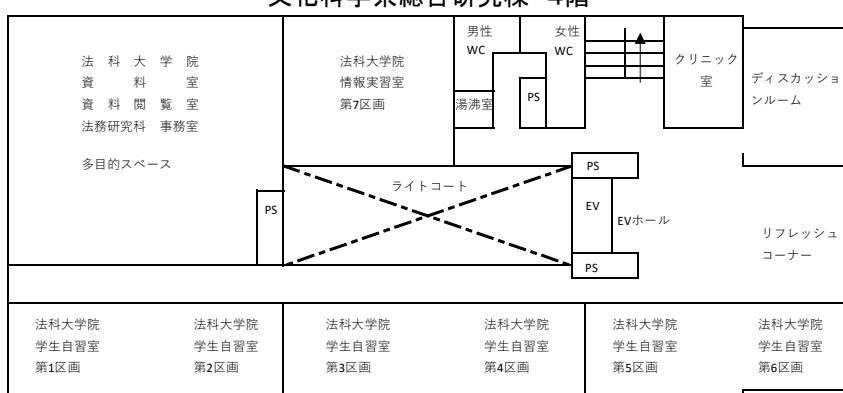
文化科学系総合研究棟 2階



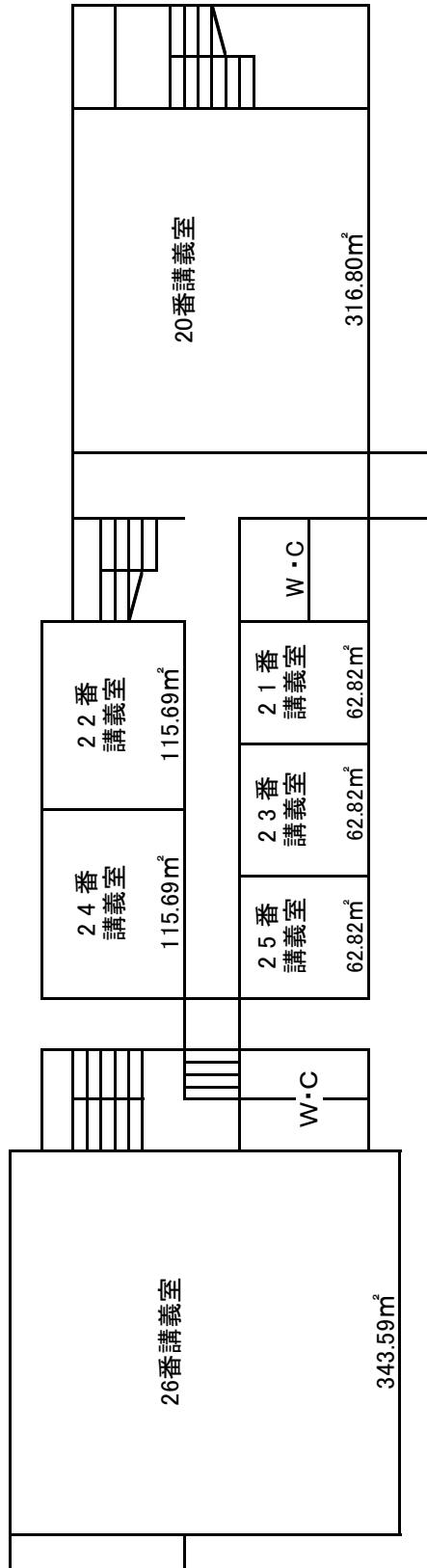
文化科学系総合研究棟 3階



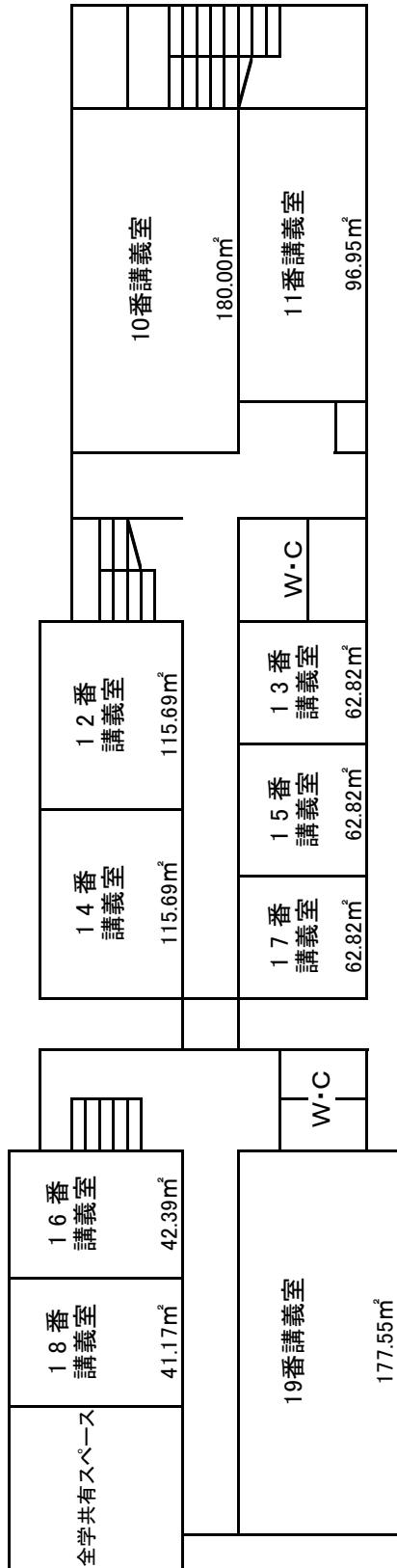
文化科学系総合研究棟 4階



岡山大学文学部・法学部・経済学部
講義棟・講義棟新館平面図 2F



1 F



岡山大学文・法・経済学部
1号館建物平面図 1階

162 倉庫(1)																
159 事務室(1) 学部教務学生グループ 大学院教務学生グループ																
160 印刷室																
158 事務室(1) 事務長 総務グリーンアーバン 総合セビセセンター																
156 倉庫(2)																
157 リフレッシュユーローム																
154 WC																
152 WC																
155 文学部メールボックス																
153 文学部委員会室																
151 文学部長室																
118 経済系 大学院研究室 (6)	116 経済系 大学院研究室 (5)	114 セミナー室 1-6	112 セミナー室 1-5	110 WC	108	106 セミナー室 1-4		104 変電室		EPS	102 全学共通ス ペース1-3 文学系客員・ 非常勤講師 控室	P S	E·V			
117 経済系 大学院研究室 (4)	115 経済系 大学院研究室 (3)	113 経済系 大学院研究室 (2)	111 経済系 大学院研究室 (1)		109	107		105 セミナー室 1-1		103 セミナー室 1-2	101 全学共通スペース1-1 法学部 学習・課外活動室					

2号館建物平面図(1~5階)

1階														
42 120 法学系 大学院研究室	42 118 法学系 大学院研究室	21 116 法学部 資料室分室	21 114 法学部 共同研究室	12 112 更衣室 女子	12 110 倉庫 用務員倉庫	18 108 変電室	PS EV	WC 女	WC 男	62 104 経済学部中会議室	27 102 男子更衣室			
42 127 法学系 大学院研究室	21 125 法学系 大学院研究室	21 123 法学部 非常勤講師室	42 121 法学部 学部長室	21 119 法学部 委員会室	21 117 法・経・法務 メールボックス	42 115 法務研究科 研究科長室	42 113 経済学部 学部長室	21 111 (経済) 新村	21 109 経済学部 応接室	21 107-2 法學部 資料室分室	21 107-1 (法務) 羅	21 105 社会文化科学 研究科長室	21 103 物品倉庫	21 101 印刷室

2階																
21 226 (法) 篠島	21 224 (法) 李	21 222 (文) 臨床心理	21 220 (法務) 妻鹿	21 218 (法) 小田川	21 216 (法) 田代	21 214-2 (法) 山田	21 214-1 (法) 大泉	42 212 法学部教員控室	PS EV	WC 女	WC 男		208 (法) 岩藤	21 206 (法務) 吉野	21 202 法学部 共同研究室	101 201 法学部 会議室
21 237 (法務) 周東	21 235 (法) 黒神	21 233 (法) 大森	21 231 (法) 前田	21 229 (法務) 原田	21 227 (法務) 吉沢	21 225 (法務) グローバル 神原	21 223 (法務) 小浦	21 221 (法) 朴志善	21 219 (法) 赤木	21 217 (法) 土岐	21 215 (法) 中村	21 213 (法) 福重	21 211 (法) 木下	21 209 (法務) 小栗	21 207 (法) 205 (法)	

3階															
21 322 (法務) 井藤	21 320 (法務) 南川	21 318 (文) 臨床心理 資料室	21 316 (法) 張紅	21 314 (法務) 神例	21 312 (法務) ヘルス 山下	21 310 (法) 塩谷	21 308 (法) 濱田	21 306西 (法務) 伊東	21 306東 印刷室	PS EV	WC 女	WC 男	41 302 法学部 閲覧室	##	301 法学部資料室 福島
21 331 (法務) 鈴木	21 329 (法) 一原	21 327 (法) 成廣	21 325 (法) 堺口	21 323 (法) 平田	21 321 (法) 河原	21 319 (法務) 西田和弘	21 317 (法) 小塙	21 315 (法) 増田	21 313 (法務) 米山	21 311 (法務) 辻	21 309 (法務) 佐藤吾郎	21 307 (法務) 崎津	21 305 (法) 中川忠	21 303 (法)	

4階																
21 420 (経) 福田	21 418 (経) 天王寺谷	21 416 (経) 松田	21 414 (経) 経済学部 第二書庫	63 412 経済学部 第2共同研究室	21 410 経済学部 e-learning 準備室	42 408 経済学部 第1共同研究室	PS EV	WC 女	WC 男		41 402 経済学部 閲覧室	##			401 経済学部教育研究支援室	
21 431 (経) 福士	21 429 (経) 勝	21 427 (経) 尾関学	21 425 (経) 佐藤淳平	21 423 (経) 中川豊	21 421 (経) 蔡曉靜	21 419 (経) 岡本	21 417 (経) 釣	21 415 (経) 岸田	21 413 (経) 田口	21 411 (文) 臨床心理 検査室	21 409 (文) 姜佳明	21 407 (経) 浅野	21 405 (経) 尾関美喜	21 403 (経) ヘルス 藤井		

5階																		
21 528 経済学部 委員会 資料室	21 526 (経) 日高	21 524 (経) 津守	21 522 (経) 金志映	21 520 (経) 廣田	21 518 (経) 村井	42 516 経済学部第3共同 研究室	42 514-3 (経) 研究室	42 514-2 (経) 研究室	PS EV	WC 女	WC 男		20 510 経済学部 第2ネット ワーク室	21 508 (経) 梶谷	21 506 (経) 春名	21 504 経済学部 委員会室	15 502 準備室	101 501 経済学部会議室
21 537 (経) ヘルス 青尾	21 535 (経) 戸前	21 533 (経) 東雄大	21 531 (経) 佐藤美里	21 529 (経) 西田陽介	21 527 (経) 大越	21 525 (経) 横尾	21 523 (経) 東陽一郎	21 521 (経) 酒本	21 519 (経) 生川	21 517 (経) 資料保管室	21 515 (経) 中村(良)	21 513 (経) 園米	21 511 (経) 山口	21 509 (経) 張星源	21 507 (経) 田原	21 505 (経) 古松		